

令和5年度ハンセン病問題対策協議会議事次第

日時：令和5年6月22日（木）14：00～16：00

場所：TKP新橋カンファレンスセンター ホール16D

1 挨拶

厚生労働副大臣

統一交渉団代表

2 議題

- (1) 謝罪・名誉回復
- (2) 社会復帰・社会内生活支援
- (3) 在園保障
- (4) 真相究明
- (5) 将来構想
- (6) 元患者家族に対する施策について

3 その他

(配付資料)

- 資料1 令和5年度ハンセン病問題対策協議会統一要求書
- 資料2 書面回答
- 資料3 令和4年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項
- 資料4 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律
- 資料5 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律
- 資料6 ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律

令和5年度ハンセン病問題対策協議会出席者名簿

令和5年6月22日

(厚生労働省)

厚生労働副大臣	伊佐 進一
健康局長	佐原 康之
大臣官房審議官(医政等担当)	大坪 寛子
医政局医療経営支援課長	和田 昌弘
医政局医療経営支援課 国立ハンセン病療養所対策室長	藤岡 裕樹
医政局医療経営支援課政策医療推進官	中西 浩之
健康局難病対策課長	簗原 哲弘
健康局難病対策課 ハンセン病元患者家族補償金支給業務室長	比嘉 敏充

(ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会)

会長	志村 康 ※
事務局長	豎山 勲
退所者(全退連)	平良 仁雄 ※
退所者	宮良 正吉 ※
退所者	中 修一 ※

(全国ハンセン病療養所入所者協議会)

会長	森 和男 ※
事務局長	藤崎 陸安 ※
非常勤中央執行委員	山岡 吉夫
非常勤中央執行委員	小鹿美佐雄 ※
非常勤中央執行委員	屋 猛司
非常勤中央執行委員	山口 文夫
非常勤中央執行委員	小底 京子 ※

(ハンセン病家族訴訟原告団)

副団長	黄 光男
遺族(撮影不可)	匿 名
遺族(撮影不可)	匿 名
遺族(撮影不可)	匿 名

(ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護士連絡会)

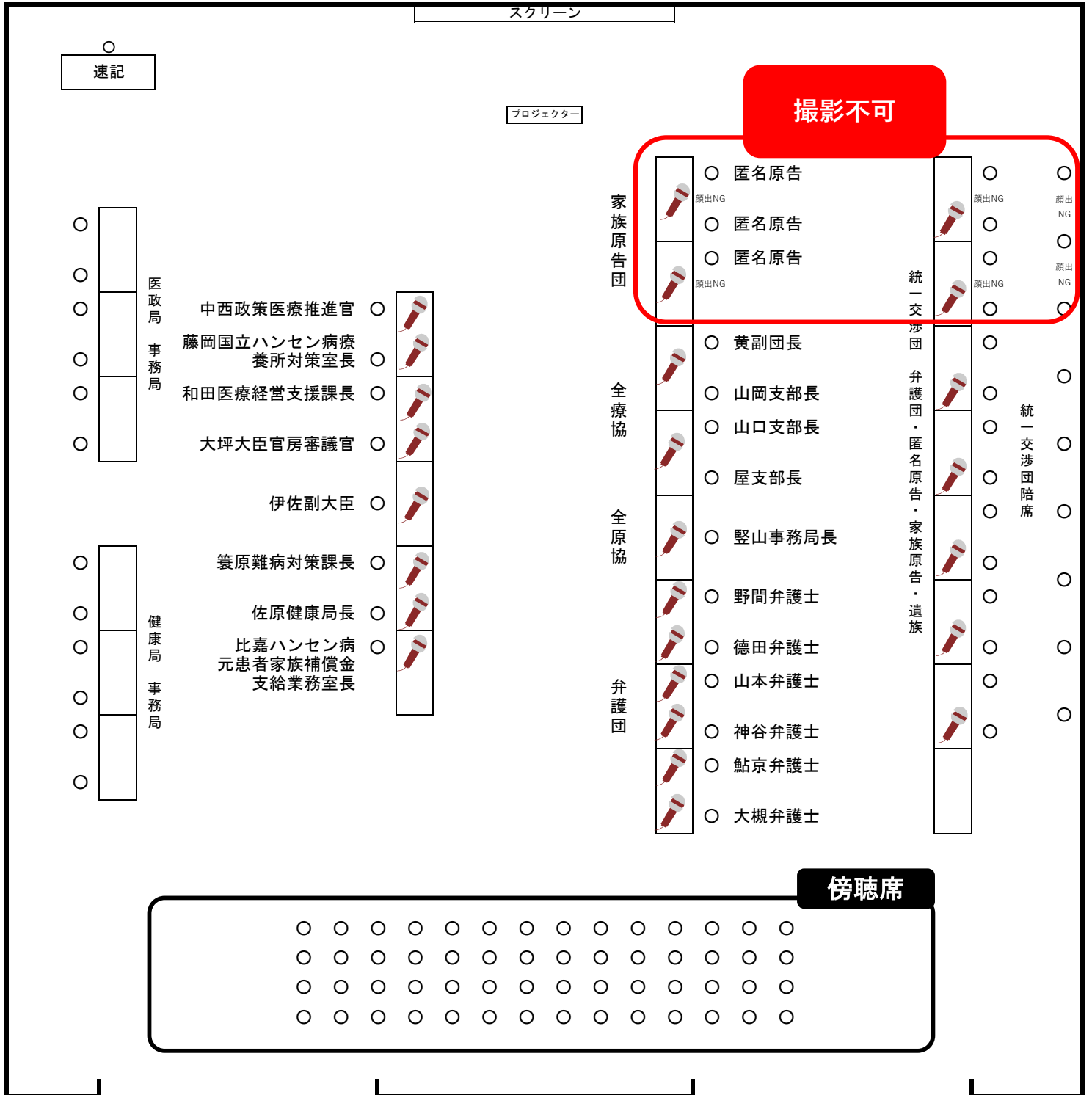
東日本訴訟弁護士団	野間 啓
東日本訴訟弁護士団	山本 晋平
瀬戸内訴訟弁護士団	神谷 誠人
東日本訴訟弁護士団	鮎京眞知子
西日本訴訟弁護士団	徳田 靖之
瀬戸内訴訟弁護士団	大槻 倫子

※……オンライン参加

令和5年度ハンセン病問題対策協議会

令和5年6月22日(木) 14:00~16:00

TKP新橋カンファレンスセンター ホール16D



速記

スクリーン

プロジェクター

撮影不可

医政局
事務局

中西政策医療推進官
藤岡国立ハンセン病療養所対策室長
和田医療経営支援課長
大坪大臣官房審議官

健康局
事務局

伊佐副大臣
養原難病対策課長
佐原健康局長
比嘉ハンセン病元患者家族補償金支給業務室長

家族原告団

全療協

全原協

弁護士

統一交渉団

弁護士

統一交渉団

弁護士

統一交渉団

弁護士

統一交渉団
陪席

傍聴席

受付

【オンライン参加】

全療協 森会長
全療協 藤崎事務局長
国立ハンセン病療養所 駿河療養所 自治会 小鹿会長
国立ハンセン病療養所 沖縄愛楽園 自治会 小底会長

全原協 志村会長
全退連 平良仁雄
退所者 宮良正吉
退所者 中 修一

2023年5月12日

厚生労働大臣 加藤勝信 殿

令和5年度ハンセン病問題対策協議会

統一要求書

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会
全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会
ハンセン病家族訴訟原告団

第1 謝罪・名誉回復について

1 基本方針の確認

本年3月31日に公表された「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会報告書」に対する見解を述べられた上で、これを踏まえての今後の名誉回復措置についての政府の見解を表明されたい。

第2 社会復帰・社会内生活支援

1 基本方針の確認

ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も隔離政策による被害回復を旨として、退所者・非入所者の医療・介護制度・相談体制等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条関係 なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」参照）。

2 医療・介護制度改善に向けての取組み

地域において、足底穿孔症、知覚麻痺等のハンセン病特有の後遺症に対して、障害の程度・特徴及び回復者本人の心情に応じた適切な医療及び介護が行われるようにするため、下記に重点をおいた支援体制を早急に実現されたい。

(1) 上記目的を実現するためには、回復者と医療機関及び介護事業者等をつな

ぐ、ソーシャルワーカー等専門的な支援相談員による相談、同行支援、社会資源・環境調整等の活動が重要であることを確認するとともに、各地域におけるソーシャルワーカー等専門的な支援相談員の拡充を図ること

とりわけ、回復者及び家族が多数生活する沖縄本島、宮古・八重山地域には、常駐の支援相談員を早急に配置すること

- (2) 上記目的に適した医療機関・医療従事者の拡充を図るため、国立ハンセン病療養所に対し外来診療の充実ならびに、各自治体及び日本ハンセン病学会に対し協力医療機関の拡充を要請するとともに、各地域において医療従事者に対する研修教育を、厚労省自ら、あるいは各自治体を通じて恒常的に実施すること
- (3) 回復者特有の後遺障害及び生活困難度に応じた要介護認定を行うため、認定調査に係わる医師、認定調査員、認定審査会委員に対する研修教育を厚労省自ら、あるいは各自治体を通じて、恒常的に実施すること
- (4) 回復者の特有の後遺障害及び心情に応じた介護サービスが実施されるために、各地域における地域包括支援センター、介護事業者等に対する教育研修を厚労省自ら、あるいは各自治体を通じて恒常的に実施すること
- (5) 回復者が支援相談窓口、医療機関及び介護サービスに安心かつ容易にアクセスできるよう、きめ細やかな情報提供を行うとともに、各支援相談窓口、医療機関及び介護事業者に対し、回復者への訪問活動を含む能動的な対応を求めること

3 回復者支援等に関する委託事業の運用改善

現在、厚労省が委託事業として行っている「沖縄ハンセン病対策事業」（今年度委託先：沖縄県ゆうな協会）及び「ハンセン病対策事業（社会復帰者等支援事業委託分）」（同：ふれあい福祉協会）が、委託の目的・条件及び回復者の要望や心情にそって実施され、かつ必要に応じて抜本的な見直し・改善が行われるよう、下記運用を求める。

- (1) 委託先に対し、事業計画・予算を回復者等関係者に開示すること及び回復者等との間で事業計画・予算に関する意見交換の機会を設けることを指導すること
- (2) 委託先に対し、PDCA（計画・実行・評価・改善）を徹底させ、当該年度末においては、個人情報保護に抵触しない限度で、相談事案を含む具体的な数字・内容を明らかにした事業活動実績を報告させること
- (3) 各年度末において、回復者及び家族らと、厚労省・委託先との意見交換の

機会を設け、事業計画の実施状況を確認するとともに、委託先に条件の違反、懈怠等が認められたときは、適切な指導を行うこと

- (4) 令和6年度以降の委託事業に関しては、事業目的及び計画の達成度、相談支援事案、令和4年度実施の回復者アンケート調査結果ならびに回復者及び家族らとの意見交換を反映した、適切な事業内容及び応募条件とするとともに、必要に応じて、抜本的な改善・変更を行うこと

4 非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

退所者給与金制度における特定配偶者支援金制度に準じた、非入所者給与金受給者に扶養されていた遺族に対する経済的支援策を早期に実現されたい。

このため、非入所者本人からの聴き取り等の調査を本年度中に実施されたい。

5 回復者の尊厳ある老後を実現する総合的施策の検討

令和4年度実施回復者アンケート結果では、再入所・新規入所を希望しないとの回答が多数を占める一方で、再入所・新規入所を希望する回答も一定数存在するとともに社会生活における不安を訴える回答が多く見受けられた。実際、近時、再・新規入所を選択する事例も、いくつか報告されているところである。

社会生活を継続するにせよ、再入所・新規入所の道を選択するにせよ、それが、やむをえない選択ではなく、回復者の尊厳、幸福追求権にもとづいた選択でなければならない。

そのためには、回復者が高齢化する中で、尊厳ある老後を送ることを可能とする社会・生活基盤の一層の充実が求められている。

今後も、再入所・新規入所希望の有無やその理由について継続調査を実施し、調査結果を踏まえ、尊厳ある老後のための総合的施策の検討をすすめられたい。

第3 在園保障

1 基本方針の確認

国の法的責任を改めて明確にするため、平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

2 医師の確保について

基本法第11条において国の責務として明示的に「医師」の確保等が定められ、令和元年改正により「医療及び介護に関する体制の整備及び充実」のための措置が求められることとなったこと等の法的対応にもかかわらず、国立ハンセン病療養所における医師の確保について未だ問題が解消されておらず、抜本的な対応が必要である。

- ① 上記の医師確保に関する国の責務及びハンセン病療養所における医師の業務の特殊性に基づき、具体策として、医師給与（基本俸給及び諸手当）の抜本的増額、地域医療ネットワークとの連携・当直手当の改善（応援医師・当直医師の確保による常勤医師の負担軽減）、行政区分を基準とする地域手当の支給割合の引き上げなどの対応がなされる必要がある。
- ② 特に、医師確保の困難が隔離政策に起因し、国の政策が医師偏在状況を生み出したにもかかわらず、療養所医師の給与・手当は他の医療機関に比して看過できない格差があることが医師欠員の要因となっていることは、厚労省も認識しているとおりである（令和3年度及び令和4年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項2（1）参照）。

この待遇格差の最大の要因は、経験年数が増えるに従い初任給調整手当が段階的に減額され、他の医療機関と比較して、特に療養所の園長・副園長等の管理職の待遇格差が大きくなる点にあるが、長年の課題であるにもかかわらずこれが解消されていないのは、現行法制の枠内での解決が困難であるからと言わざるを得ない。

厚労省として、医師待遇の抜本的改善に関する今後の取組方針に関し、立法的解決の必要性を含めて回答されたい。

（趣旨・理由）

平成26年11月18日には、参議院厚生労働委員会が「国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、職員の確保に最大限努めること。特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めること」との附帯決議を行っていたが、さらに令和元年の基本法改正により、第11条が「医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実」という文言に改正され、医療介護の「充実」のための措置が一層求められることとなった。その上で、第11条の2の追加により、国立ハンセン病療養所の医師の兼業規制が緩和された。療養所と地域医療ネットワークとの連携に資すること等が望まれる。また、関係大学からの医師派遣に対する協力経費、電子カルテ導

入費用、勤務医の研究活動費用の予算化も評価できる。

もともと、13の国立ハンセン病療養所の医師定員数は146であるところ、現員は121名（令和5年5月1日現在）に留まり、「社会の中で生活するのと遜色のない水準の医療」には程遠いのが現状である。入所者の生命健康に直接かかわる問題であり、深刻な危惧を抱かざるを得ない。

なかでも、園長・副園長の確保は死活問題である。関係者の尽力により、松丘保養園の副園長不在が解消されたことは評価できるが、未だ副園長不在が3園ある（栗生楽泉園、邑久光明園、星塚敬愛園。なお、多磨全生園及び奄美和光園は特命副園長）。医師の不足のため、管理職たる園長等まで当直を行わなければならない等、重い負担となっている。例えば、奄美和光園では、月の半数以上、園長が当直に入っている状況があるとのことであり、医師欠員補充が必要であるが、少なくとも当面、当直援助・診療援助の確保が必要である。

他方で、近年、民間病院はもとより、公立病院や独法化した国立病院における医師待遇（2022年度版国立病院機構・医師の処遇に関するパンフレットによれば、院長約2010万円、副院長約2000万円、部長約1890万円、医長約1710万円）と比べても、国立ハンセン病療養所医師の「相対的待遇」の悪化が生じてきた。

経験年数が増えるに従い初任給調整手当が段階的に減額され、園長・副園長等の管理職の待遇格差が大きくなる問題（特に国家公務員医療職（一）でない立場にある外部の医師を招こうとする場合に大きな格差が顕在化する）に関し、平成31年度より俸給調整額の対応により改善がなされたことについて一定の評価をするものであるが、待遇格差の解決という観点からは、決して十分な内容とは言い難い。

この待遇格差が厳然として存在すること、及びその影響による医師の数及び質の確保の困難・各療養所における負担は、本協議会における確認に基づき令和3年3月11日に実施（Web開催）された「医師確保のための協議」（本省、各園施設長、自治会各支部長を含む統一交渉団）においても、改めて明らかにされたところである。

国立ハンセン病療養所の深刻な状況に照らし、ハンセン病問題基本法及び本協議会における確認事項等に基づき、最重要課題としての抜本的取組みを求める。

3 職員問題について

- (1) 令和2年度のハンセン病療養所定員定数は大幅な減であったところ（94の減、3の増、△91）、令和3年度（89の減、37の増、△52）、令和4年度及び令和5年度（各年度64の減、13の増、△51）において一定の対応がなされたものの、なお定員減が継続している。これら的大幅定員減による入所者の医療・看護・介護に対する影響を最小限に

留めるべく厚生労働省において様々な対応がなされていることは承知しているが、同様の対応は持続可能なものとは考え難く、看護師定員減による現場への影響も顕在化している（勤務表組みに支障が生じている園が複数あり、特に駿河では夜間勤務が組めないために新たな入居棟の建設・全員の転居が検討されているとのことである）。政府としては、今後、統一交渉団と厚生労働省との間で締結された平成26年8月15日付け合意書を踏まえつつも、同合意書は平成31年以後の定員削減に関しては最低ラインを示すに留まるものである一方、上述のとおり、令和元年のハンセン病問題基本法の第11条の改正により、医療介護体制の「充実」のための措置が一層求められることとなったこと、そして、入所者の不自由度・後遺症・認知症の増加・重篤化等を踏まえて一人当たりには要する介護等のケアの必要性が一層高まっていることに鑑み、現状に即した追加的な枠組みを定め、看護師等の定員削減によらずむしろ定員の実質減を回避するよう確保されたい。

- (2) 上記合意書の趣旨は、療養所の現場で働く看護・介護職員が確保されなければ実現できない。看護師の不足への対策として、手当に関する制度の見直し・抜本的増額等を検討すべきである。必要人員確保の観点から看護師の定年後短時間勤務による採用で十分であるのかについても検証される必要がある。

加えて、期間業務職員が募集されても、必要を満たす応募が無く採用できない状況又は採用者が定着しない状況は未だ解消されたとはいえない

（たとえば駿河・邑久・菊池で、顕著な欠員がみられる）。期間業務職員の待遇改善などの努力については評価できるが、日給月給制であることを含む基本的な待遇上の制約がある中で、なお十分なものとは言えず、入所者の不安と介護ニーズの高まりを踏まえ、募集の内容や方法・周知に関する改善・工夫をするとともに、今後とも各療養所において必要な期間業務職員の新規採用が可能であることを確認・周知の上、必要な人員確保のための取組方針について説明されたい。

- (3) 療養所の定員問題は、隔離政策の下で、正規職員を配置せず患者作業によって療養所運営をまかなったこと及び作業返還の際に必要な定員職員を配置しなかったことに起因するところ、賃金職員及び期間業務職員の雇用上の不安定な身分・待遇はなお残存している。介護以外の業務を行う賃金職員についてその職種で定員化する措置をとる等一層の職員定員化の努力をされたい。

(4) 職員退職後の後補充に関し、介護・調理・ライフラインに係る職種以外の職員についても、徒に外注化を進めるのではなく必要な職員を確保されたい。やむを得ず業務委託を行う場合にあっては入所者の人権と療養環境の尊重・向上のための具体的な条件を設定するなど、療養環境の改善に資するものとなるよう確保されたい。

(5) 現在、介護三交替制が6つの療養所で実施されているところ、平成31(令和元)年に介護員の夜間業務手当が日額730円から1060円に改善されたことは一定の評価ができるが、看護師や他の施設の介護職に比して、なお明らかに低廉であると言わざるを得ない。

介護三交替の導入にあたっては、入所者の生活・療養環境の充足に必要な人員の確保(特に、日中の介護力が低下しない体制の確保)が必須の前提であること、この観点から関係者からの丁寧な意見聴取等が重要であること(各療養所の人権擁護委員会において、導入の具体的内容とその影響について事前に検討するとともに、事後の継続的検証を行うことを含む)を確認するとともに、三交替を導入した場合の夜間の介護業務に関しては、ハンセン病介護の特殊性・業務内容を踏まえた抜本的手当増額・ハンセン病療養所のための手当の新設等を求める。

(6) 上記(1)、(2)及び(5)に関連し、入所者に対する看護・介護の現状と今後の取組(定員及び人員確保の方針並びに介護員の三交替制)について統一交渉団と状況を共有するとともに必要な協議を行うため、作業部会を含む意見交換の機会を適時に設けられたい。

4 入所者の臨床・生活上の人権問題を扱う委員会組織について

(1) 過去7か年度にわたり、定期協議での合意に基づいて、厚労省本省・施設長・統一交渉団による協議の場をもったところであるが(昨年度は、本年3月10日に実施された)、療養所によって、議題設定の方法や園長が委員長となっている等の課題がある。本年度も、この問題に関する理解と認識を相互に深め、取組みをさらに進めるため、引き続き同様の協議の場を設定されたい。

(2) 上記委員会組織の外部委員においては、ハンセン病療養所の歴史、全療協及び自治会の果たしてきた役割、平成13年7月23日付「基本合意書」及びその後の定期協議による確認事項の内容・経緯等について十分な理解が必要であり、また、過去4回の外部委員研修(5回目については本年5月23日に実施予定)における意見交換の状況に照らし、各園における取組を相互に知ることが極めて有益であるため、引き続き本年度においても、外部委員を対象とした

研修又は意見交換会議を実施されたい。

5 地域社会との交流の確保及び大島青松園の船舶等の問題について

(1) 大島青松園に関し、船舶（官用船及び民間委託船）の運航が国の責任により円滑かつ安定的に確保されることは、大島青松園入所者が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むために不可欠であり、またその利便性が向上することは医師や職員の確保にとっても極めて重要であることを、改めて確認するとともに、厚労省としてその維持と改善に引き続き努力することを表明されたい。

(2) 大島青松園在園者の念願であった、大島港の棧橋新設改修工事が、関係各者のご尽力により、令和4年10月に着工された。

他方、国内外の政治的・経済的情勢の変動によって建築資材・人件費が高騰しているが、海上輸送が必須である大島青松園においてはその影響が一層顕著である。

このため、本件棧橋新設改修工事のみならず施設整備工事に関する工事調達に応札する業者がなく、工事が遅延することが過去しばしば発生し、今後も同様の事態が懸念される場所である。

本件棧橋新設改修工事及び施設整備工事等を円滑かつ迅速に進めるため、適宜、随意契約による工事調達を図られたい。

(3) 高松市は、平成26年11月、「交流・定住の促進」及び「歴史の伝承」を2本柱とする「大島振興方策」を策定した。同市は策定10年を迎えるにあたり、その具体化・実現化にむけ動き出そうとしている。

大島青松園における医療・介護・生活の維持充実及び地域社会との円滑な交流の推進にとって、同園における将来構想の策定及び実現が不可欠であることを改めて確認するとともに、大島青松園が高松市と協働しつつ、在園者の意向に添った将来構想の策定・実現するよう人的・組織的体制をすみやかに整えられたい。

(4) 令和2年2月以降、各療養所においても、新型コロナウイルス感染予防のための措置等が実施され、入所者の生活・心身にも大きな影響を与えてきたが、過去2か年度の本協議会確認に基づき実施された委員会組織協議（上記4（1））及び外部委員研修（上記4（2））においても、特に療養所の外部関係者との交流等の制限が、入所者の生活や委員会開催自体にも大きな影響を及ぼしたことが明らかとなった。

言うまでも無く、高齢化・障害の重篤化等が進む入所者にとって、療養所

外の知人・友人・支援者らとの交流等の機会は、心身の安定や機能低下の防止にも資する極めて重要な権利・利益である。その確保・促進は、基本法に基づく療養所の責務の一つである。

そして、基本法がこれらを国の責務とした趣旨は、隔離被害からの回復という点にある（基本法3条1項2項、12条）。他方、交流等の機会確保のための具体的な方策・工夫を検討することは十分に可能であると考えられる。この間の各療養所における交流等制限は、これによる深刻な影響を受けた入所者においては、「第二の隔離」ともいえるべき事態が生じてきたとの危惧を指摘せざるを得ず、法の趣旨にも悖る状況が生じていた。

厚生労働省は、今後とも物的設備の整備、人員配置等に関して予算を含む措置を確保するとともに、各療養所において、人権委員会が定期開催され（オンライン開催を含む）、かつ、交流等確保のための方策が検討され、その実施が具体化されるよう適切な対応をされたい（なお、令和2年2月以来の状況を事後的・継続的に検証することも人権委員会組織の重要な役割と考えるべきであり、また、感染予防対策の必要性自体は今後も否定されない状況を想定しつつ、今後の具体的方策が検討されるべきである）。

- (5) 各療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、令和4年度確認事項2（6）で確認された協議の機会を本年中に設定されたい。

6 関係者との協議その他意見反映のための措置について

厚生労働省及び各園が行う施策の実施には、一度実施するとそれによって生じた不都合や不利益は取り返しがつかない性質を持つものも少なくない。少なくとも、介護三交替の実施や（上記3（5）参照）、病棟・不自由者センターを含む施設の利用方法の大幅な変更・集約など、入所者の療養環境に与える影響が大きいものについては、その当否や内容について、各園の入所者自治会、人権委員会組織（上記4参照）及びその他の関係者との協議の場を必ず設け、その意見を反映させるべきことを確保する旨確認・表明されたい（基本法6条）。

第4 真相究明

1 歴史的建造物史跡等保存

- (1) 各療養所において、歴史的建造物史跡保存のためのワーキンググループ開催に関し、現在どのような取り組み状況にあるか、厚生労働省から各療養所に直接聞き取りの上、報告されたい（一覧表での回答）。

(2) 各療養所に存在する歴史的文書・資料等の今後の保存のあり方について、厚生労働省としての基本的考えを示されたい。

2 社会交流会館

(1) 社会交流会館が地域交流及び療養所の歴史保存啓発の場として将来に向けて果たす役割について、あらためて確認されたい。

(2) 令和3年度と同4年度の協議会に際し、統一交渉団は厚生労働省に対し、各療養所における社会交流会館の実情と課題について聞き取り調査を行うよう求め、厚生労働省からは同調査報告書が提出された。そこで、令和5年度協議会においては、同調査報告書に示された各療養所の社会交流会館の課題ないし問題点について、厚生労働省として現在どのような支援を行っているのか、あるいは今後どのように支援していくのか、説明されたい（一覧表での回答）。

3 重監房資料館

長期にわたり運営委員会が開催されていない理由を明らかにするとともに、同運営委員会を令和5年夏までに開催するよう求める。

また、重監房資料館の運営に関する人的（学芸員等）および物的（光熱費、資料収蔵能力等）条件の現状について報告し、同資料館が万全な運営ができるよう、予算等に関しても配慮されたい。

4 医療基本法

厚生労働省は、「医療基本法 共同骨子」については、同省の進める施策と方向性を共有しているものと理解し、必要な協力と調整を行っていくことを確認されたい。

第5 将来構想

1 昨年度の確認事項

引き続き、療養所の医療、介護体制の整備及び充実を図るとともに、療養所の将来構想、医療、介護の在り方及び療養所の永続化問題については、国が責任を持って対応すべき喫緊の課題であることを確認し、統一交渉団との意見交換会を継続的に開催して、その具体的内容について協議、検討する。

2 その後の経過とその問題点

- (1) 定期協議後には、統一交渉団との間で、意見交換会が一度実施されたのみであり、具体的な進展はない。意見交換会では、全療協有識者会議の意見書における提言内容の実現に向けての課題等について、継続的な協議の必要性や療養所所在市町協議会との連携の必要性について、一定の共通理解が得られたものの、具体化に向けての取組みは、停止したままである。
- (2) 意見交換会の定期的な開催と参加メンバーの拡大についての検討は、全く進んでいない。

3 本年度の要求事項について

- (1) 入所者が高齢化し、減少が加速している現状に鑑み、将来構想、永続化問題が喫緊の重要な課題であることを、改めて確認すること。
- (2) 統一交渉団との意見交換会の定期的な開催を行うこと。
- (3) 意見交換会に、施設長協議会、療養所所在市町の代表者更には国立病院機構の参加を検討すること。

第6 元患者家族に対する施策について

1 基本方針の確認

令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号、以下「家族補償法」という）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力することを確認されたい。

とりわけ、上記熊本地裁判決後に取り組みが始まった家族交流会事業、講師等派遣事業及び相談事業は、いずれも、国のハンセン病隔離政策によってハンセン病元患者家族が被った偏見差別による被害、家族関係の形成を阻害された被害を回復するために国が行うべき重大な責務の一環をなすものであり、これを実施することは、決して恩恵的な「支援」ではない。その位置づけをしっかりと銘記した上で、これらの施策を実施することを求める。

2 家族交流会・講師等派遣事業の実施

- (1) 同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより、自身の被害回復及

び家族関係の回復の一助となるよう、家族交流会事業を積極的に実施することを確認されたい。

(2) 偏見差別の解消に向けて、被害当事者の「語り」の果たす役割が極めて重要であることは、ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会の最終報告書においても指摘されているところである。これを受け、厚生労働省としても、啓発活動の転換・充実を図り、講師等派遣事業についてもより積極的に実施することを確認されたい。

(3) 上記両事業の実施に当たっては、家族の実情および要望に十分こたえる事業とすべく、作業部会等において、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行うことを約束されたい。

3 相談体制の整備

家族が、社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るため、下記事項に十分配慮しつつ、相談体制の整備及び充実を図られたい。

(1) 家族の実情をふまえた実効性ある相談体制を整備すべく、作業部会等において、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな意見交換を行うこと

(2) ピア相談員（家族ピアサポーター）が、家族のおかれた現状ならびにその被害を十分に認識した上で、適切な相談・支援を行えるよう、必要かつ十分な研修を実施すること

(3) 全国各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置し、ピア相談員との連携を図り、各地における相談・個別支援が可能な体制を整備・充実させること

4 国立ハンセン病資料館等における展示等の整備

国立ハンセン病資料館及び全国各地の国立ハンセン病療養所に設置された資料館等の多くにおいて、ハンセン病元患者家族に関する展示がない、もしくは甚だ不十分というのが現状である。

(1) 国立ハンセン病資料館及び全国各地の国立ハンセン病療養所に設置された資料館等におけるハンセン病元患者家族に関する展示の状況を明らかにされたい。

(2) ハンセン病元患者家族に関する展示が不十分であるという状況を速やかに改善し、家族訴訟の闘いと判決の内容、家族の被ってきた被害等に関する展示、語り部による語りや映像等を整備されたい。

また、その整備にあたっては、家族および弁護団との継続的かつきめ細やか

な意見交換を行われたい。

5 家族補償法に基づく補償制度についての周知の徹底

家族補償法の成立から約3年半が経過するも、いまだ、同法に基づく補償金の支給決定が、当初予定されていた人数（約24,000人）の3割強（令和5年4月14日現在：7,958人）にとどまっている現実をふまえ、原因の分析とともに、制度のさらなる周知を行われたい。

また、家族補償法第9条第2項に規定された請求期限（施行日から5年）については、かかる請求の状況にも鑑み、同法附則第2条にしたがい、延長を検討されたい。

以上

令和5年度
ハンセン病問題対策協議会統一要求書への回答

令和5年6月
厚生労働省

第1 謝罪・名誉回復について

1 基本方針の確認

本年3月31日に公表された「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会報告書」に対する見解を述べられた上で、これを踏まえての今後の名誉回復措置についての政府の見解を表明されたい。

(回答)

ハンセン病に係る偏見差別解消のための施策検討会報告書でご指摘いただいているとおり、偏見差別解消のために文部科学省、法務省とも連携し、政府一丸となって取組を強化していかなければならないと考えております。

今後とも「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の趣旨及び検討会報告書を踏まえつつ、元患者の方々やご家族の声をお伺いしながら、ハンセン病問題に関する人権啓発・人権教育等の普及啓発等を実施することを通して、元患者やご家族の皆様の名誉回復を図ってまいります。

第2 社会復帰・社会内生活支援

1 基本方針の確認

ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も隔離政策による被害回復を旨として、退所者・非入所者の医療・介護制度・相談体制等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条関係なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」参照）。

（回答）

今後とも、法律や「基本合意書」の趣旨等を踏まえ、また、引き続き、皆様からのご意見も伺いながら、必要な施策の充実に向け、できる限り努力してまいります。

2 医療・介護制度改善に向けての取組み

地域において、足底穿せん孔症、知覚麻痺ひ等のハンセン病特有の後遺症に対して、障害の程度・特徴及び回復者本人の心情に応じた適切な医療及び介護が行われるようにするため、下記に重点をおいた支援体制を早急に実現されたい。

- (1) 上記目的を実現するためには、回復者と医療機関及び介護事業者等をつなぐ、ソーシャルワーカー等専門的な支援相談員による相談、同行支援、社会資源・環境調整等の活動が重要であることを確認するとともに、各地域におけるソーシャルワーカー等専門的な支援相談員の拡充を図ること

とりわけ、回復者及び家族が多数生活する沖縄本島、宮古・八重山地域には、常駐の支援相談員を早急に配置すること

- (2) 上記目的に適した医療機関・医療従事者の拡充を図るため、国立ハンセン病療養所に対し外来診療の充実ならびに、各自治体及び日本ハンセン病学会に対し協力医療機関の拡充を要請するとともに、各地域において医療従事者に対する研修教育を、厚労省自ら、あるいは各自治体を通じて恒常的に実施すること

- (3) 回復者特有の後遺障害及び生活困難度に応じた要介護認定を行うため、認定調査に係わる医師、認定調査員、認定審査会委員に対する研修教育を厚労省自ら、あるいは各自治体を通じて、恒常的に実施すること

- (4) 回復者の特有の後遺障害及び心情に応じた介護サービスが実施されるために、各地域における地域包括支援センター、介護事業者等に対する教育研修を厚労省自ら、あるいは各自治体を通じて恒常的に実施すること

- (5) 回復者が支援相談窓口、医療機関及び介護サービスに安心かつ容易にアクセスできるよう、きめ細やかな情報提供を行うとともに、各支援相談窓口、医療機関及び介護事業者に対し、回復者への訪問活動を含む

能動的な対応を求めること

(回答)

地域において、皆様の御事情、ケースに応じ、ハンセン病特有の後遺症等に対して、適切な医療・介護等のサービスを受けられるようにすることは重要であり、そのためには回復者の方々と医療機関、介護事業者等とのつなぎ役であるソーシャルワーカー等の専門相談員による支援が重要であると考えています。

多くの回復者の方々やご家族が生活されている沖縄県につきましては、沖縄県庁主催のハンセン病問題解決推進協議会生活支援部会に、厚生労働省も参加させていただき、ゆうな協会の事業の見直し及びソーシャルワーカー配置、増員等を通じて、医療機関や市町村窓口等への同行、手続きなどへの支援を拡充することについて、回復者の皆様と議論してきました。これらも踏まえ、適切な医療及び介護サービス等が受けられるよう今後とも支援を行ってまいります。

3 回復者支援等に関する委託事業の運用改善

現在、厚労省が委託事業として行っている「沖縄ハンセン病対策事業」（今年度委託先：沖縄県ゆうな協会）及び「ハンセン病対策事業（社会復帰者等支援事業委託分）」（同：ふれあい福祉協会）が、委託の目的・条件及び回復者の要望や心情にそって実施され、かつ必要に応じて抜本的な見直し・改善が行われるよう、下記運用を求める。

- (1) 委託先に対し、事業計画・予算を回復者等関係者に開示すること及び回復者等との間で事業計画・予算に関する意見交換の機会を設けることを指導すること
- (2) 委託先に対し、P D C A（計画・実行・評価・改善）を徹底させ、当該年度末においては、個人情報保護に抵触しない限度で、相談事案を含む具体的な数字・内容を明らかにした事業活動実績を報告させること
- (3) 各年度末において、回復者及び家族らと、厚労省・委託先との意見交換の機会を設け、事業計画の実施状況を確認するとともに、委託先に条件の違反、懈怠等が認められたときは、適切な指導を行うこと
- (4) 令和6年度以降の委託事業に関しては、事業目的及び計画の達成度、相談支援事案、令和4年度実施の回復者アンケート調査結果ならびに回復者及び家族らとの意見交換を反映した、適切な事業内容及び応募条件とするとともに、必要に応じて、抜本的な改善・変更を行うこと

（回答）

「沖縄ハンセン病対策事業」（委託先：沖縄県ゆうな協会）の運用改善につきましては、昨年度より、県庁主催のハンセン病問題解決推進協議会生活支援部会に、厚生労働省も参加させていただき、回復者の皆様方との議論の結果、ゆうな協会の事業の見直し等を行うこととしました。

また、今後は、厚生労働省において、ゆうな協会の事業の実施状況や予算執行状況等を随時確認するとともに、県庁及び関係者とも相談しながら、ハンセン病問題対策解決推進協議会生活支援部会において、ゆ

うな協会の事業内容等の確認及び意見交換をしていくことも含め、検討してまいります。

ハンセン病対策事業社会復帰者等支援事業委託分（委託先：ふれあい福祉協会）につきましては、今年度より相談関係や普及啓発の専門家及び統一交渉団弁護士をメンバーとする新たな選定・評価委員会を同法人内部に立ち上げたところであり、今後、委託事業者（ふれあい福祉協会）とも調整しながら、本評価委員会において、P D C Aの徹底含め、改善してまいりたいと考えています。

4 非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

退所者給与金制度における特定配偶者支援金制度に準じた、非入所者給与金受給者に扶養されていた遺族に対する経済的支援策を早期に実現されたい。

このため、非入所者本人からの聴き取り等の調査を本年度中に実施されたい。

(回答)

非入所者給与金受給者のご遺族に対する経済的支援については、平成 27 年度の非入所者給与金受給者の生活等の実態に関するアンケート調査に加え、平成 30 年度の「現況届」に併せて再度アンケート調査を実施し、その中でさらに聞き取り調査に同意をいただいた非入所者に対して、令和元年度に、弁護団の皆様にもご協力いただき、個別の聞き取り調査を行いました。

今後、引き続き、弁護団と連携の上、生活実態等について聞き取り調査を行う予定であり、その調査結果を踏まえ、作業部会において、促進法の基本理念に照らし、経済的支援の在り方について検討してまいります。

5 回復者の尊厳ある老後を実現する総合的施策の検討

令和4年度実施回復者アンケート結果では、再入所・新規入所を希望しないとの回答が多数を占める一方で、再入所・新規入所を希望する回答も一定数存在するとともに社会生活における不安を訴える回答が多く見受けられた。実際、近時、再・新規入所を選択する事例も、いくつか報告されているところである。

社会生活を継続するにせよ、再入所・新規入所の道を選択するにせよ、それが、やむをえない選択ではなく、回復者の尊厳、幸福追求権にもとづいた選択でなければならない。

そのためには、回復者が高齢化する中で、尊厳ある老後を送ることを可能とする社会・生活基盤の一層の充実が求められている。

今後も、再入所・新規入所希望の有無やその理由について継続調査を実施し、調査結果を踏まえ、尊厳ある老後のための総合的施策の検討をすすめられたい。

(回答)

退所者・非入所者の方々の実情把握については、昨年度、弁護団からのご意見を踏まえ、退所者給与金等の現況届に、「老後の社会生活に関するアンケート」を同封し、アンケート調査を実施したところですが、アンケート結果につきましては本年3月に情報提供させていただきました。

今後も、統一交渉団のからご意見を伺いながら、必要に応じ、現況届発送に合わせてアンケート調査を実施するなど、退所者・非入所者の実情を把握することとし、対応策を検討してまいります。

第3 在園保障

1 基本方針の確認

国の法的責任を改めて明確にするため、平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認された。

（回答）

入所者の皆様に対する在園保障については、これまでの当協議会の確認事項において、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認しています。

引き続き、入所者の皆様の視点に立った施策を推進し、療養環境の充実を図るとともに、ハンセン病問題の解決にしっかり取り組んでまいります。

2 医師の確保について

基本法第 11 条において国の責務として明示的に「医師」の確保等が定められ、令和元年改正により「医療及び介護に関する体制の整備及び充実」のための措置が求められることとなったこと等の法的対応にもかかわらず、国立ハンセン病療養所における医師の確保について未だ問題が解消されておらず、抜本的な対応が必要である。

① 上記の医師確保に関する国の責務及びハンセン病療養所における医師の業務の特殊性に基づき、具体策として、医師給与（基本俸給及び諸手当）の抜本的増額、地域医療ネットワークとの連携・当直手当の改善（応援医師・当直医師の確保による常勤医師の負担軽減）、行政区分を基準とする地域手当の支給割合の引き上げなどの対応がなされる必要がある。

② 特に、医師確保の困難が隔離政策に起因し、国の政策が医師偏在状況を生み出したにもかかわらず、療養所医師の給与・手当は他の医療機関に比して看過できない格差があることが医師欠員の要因となっていることは、厚労省も認識しているとおりである（令和 3 年度及び令和 4 年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項 2（1）参照）。この待遇格差の最大の要因は、経験年数が増えるに従い初任給調整手当が段階的に減額され、他の医療機関と比較して、特に療養所の園長・副園長等の管理職の待遇格差が大きくなる点にあるが、長年の課題であるにもかかわらずこれが解消されていないのは、現行法制の枠内での解決が困難であるからと言わざるを得ない。

厚労省として、医師待遇の抜本的改善に関する今後の取組方針に関し、立法的解決の必要性を含めて回答されたい。

（回答）

国立ハンセン病療養所の医師については、本年 5 月時点で定員 146 人に対し現員が 121 人と、25 人の欠員が生じているものの、昨年度同

時期と比較すると7人の増員となっています。

また、松丘保養園の副園長について、令和4年11月に配置することができました。

しかし、地理的状況や給与等の処遇面が民間と比較して低いことなどの要因により、依然として欠員が生じています。

このため、医師の処遇改善については、毎年度必要な要求を行っているところでありますが、引き続き、令和6年度における関係省庁への要求に向けて、内容の検討を行っていきます。

また、その他の取組として、関係自治体、主要大学の医学部、国立病院機構などの機関を訪問して医師確保の協力を依頼するとともに、就職説明会への参加や、医師募集のパンフレット等の作成、配付などの広報活動を展開するなどPR活動を進めています。

立法的解決の必要性という点については、厚生労働省としては、まずは、医師の処遇改善について関係機関への要求・調整を粘り強く行っていくことが重要と考えています。

引き続き、入所者の皆様に良質な療養環境が提供できるよう、医師確保に取り組んでまいります。

3 職員問題について

(1) 令和2年度のハンセン病療養所定員定数は大幅な減であったところ(94の減、3の増、△91)、令和3年度(89の減、37の増、△52)、令和4年度及び令和5年度(各年度64の減、13の増、△51)において一定の対応がなされたものの、なお定員減が継続している。これらの大幅定員減による入所者の医療・看護・介護に対する影響を最小限に留めるべく厚生労働省において様々な対応がなされていることは承知しているが、同様の対応は持続可能なものとは考え難く、看護師定員減による現場への影響も顕在化している(勤務表組みに支障が生じている園が複数あり、特に駿河では夜間勤務が組めないために新たな入居棟の建設・全員の転居が検討されているとのことである)。政府としては、今後、統一交渉団と厚生労働省との間で締結された平成26年8月15日付け合意書を踏まえつつも、同合意書は平成31年以後の定員削減に関しては最低ラインを示すに留まるものである一方、上述のとおり、令和元年のハンセン病問題基本法の第11条の改正により、医療介護体制の「充実」のための措置が一層求められることとなったこと、そして、入所者の不自由度・後遺症・認知症の増加・重篤化等を踏まえて一人当たりには要する介護等のケアの必要性が一層高まっていることに鑑み、現状に即した追加的な枠組みを定め、看護師等の定員削減によらずむしろ定員の実質減を回避するよう確保されたい。

(回答)

平成26年8月に、統一交渉団との間で締結した合意書では、

- ・ 平成31年度以降は定員を継続的に減少させていくが、その際の「入所者1人当たりの定員」については平成30年度時点の水準を下回らないこと

を目指すこととされています。

入所者の皆様におかれては、高齢化が進み、職員の看護・介護によらなければ日々の生活を維持することが困難になっている方も増えていることから、入所者の皆様が良好で平穏な生活を営めるよう療養環境を充実させていくことは重要な課題であると認識しています。

このため、令和6年度における関係省庁への要求に向けて、内容をよく検討し、医療及び介護体制の充実を図るために必要な要求を行ってまいります。

引き続き、入所者の皆様に良質な療養環境が提供できるよう、必要な人員の確保に取り組んでまいります。

(2) 上記合意書の趣旨は、療養所の現場で働く看護・介護職員が確保されなければ実現できない。看護師の不足への対策として、手当に関する制度の見直し・抜本的増額等を検討すべきである。必要人員確保の観点から、看護師の定年後短時間勤務による採用で充分であるのかについても検証される必要がある。

加えて、期間業務職員が募集されても、必要を満たす応募が無く採用できない状況又は採用者が定着しない状況は未だ解消されたとは言えない（たとえば駿河・邑久・菊池で、顕著な欠員がみられる）。期間業務職員の待遇改善などの努力については評価できるが、日給月給制であることを含む基本的な待遇上の制約がある中で、なお十分なものとは言えず、入所者の不安と介護ニーズの高まりを踏まえ、募集の内容や方法・周知に関する改善・工夫をするとともに、今後とも各療養所において必要な期間業務職員の新規採用が可能であることを確認・周知の上、必要な人員確保のための取組方針について説明されたい。

(回答)

入所者1人当たりの看護師の定員割合は年々増加しており、また、本年5月1日時点で定員1,091人に対し現員が994人で充足率91.1%となっています。

看護師については、入所者の高齢化が進展している現状等を踏まえ、従来から様々な取組や必要な要求を行いながら確保に努めてきたところであり、今後も引き続き確保に努めてまいります。

期間業務職員については、療養所の運営に必要な職員を採用することが可能になるよう、柔軟な運用を維持しつつ、必要な介護体制等の確保を図っていくことが重要と考えています。

このため、令和3年度から、介護員については、各療養所が入所者自治会等とも調整の上で本省に協議した必要数を踏まえて、予め

定数を配付し、その範囲内で各療養所での採用を可能とする運用と
しています。

その他の職種については、個別に本省に協議することにより、各
療養所が必要とする職種及び人数が柔軟に採用できるよう運用を行
っています。

また、各療養所が効果的な募集を行えるよう、各療養所における
効果的な募集方法の好事例を本省で把握し、他の療養所へ横展開す
るなどの取組を行っています。

今後とも、入所者の皆様への良質な療養環境の提供に努めてまい
ります。

(3) 療養所の定員問題は、隔離政策の下で、正規職員を配置せず患者作業によって療養所運営をまかなったこと及び作業返還の際に必要な定員職員を配置しなかったことに起因するところ、賃金職員及び期間業務職員の雇用上の不安定な身分・待遇はなお残存している。介護以外の業務を行う賃金職員についてその職種で定員化する措置をとる等一層の職員定員化の努力をされたい。

(回答)

厳しい定員事情にあるものの、入所者の高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大等を勘案し、令和5年度については33名の賃金職員・期間業務職員を介護員として定員化しました。

また、昭和58年の閣議決定により、介護員以外の技能・労務職員等の定員化は困難ですが、期間業務職員については、現在、調理師及び電気・水道・ボイラー等のライフライン関連業務等職員について新規採用を可能としています。

今後とも、入所者の皆様への良質な療養環境の提供に努めてまいります。

(4) 職員退職後の後補充に関し、介護・調理・ライフラインに係る職種以外の職員についても、徒に外注化を進めるのではなく必要な職員を確保されたい。やむを得ず業務委託を行う場合にあっては入所者の人権と療養環境の尊重・向上のための具体的な条件を設定するなど、療養環境の改善に資するものとなるよう確保されたい。

(回答)

今後とも、必要に応じて期間業務職員等の確保を行うとともに、業務委託を行う場合については、入所者の皆様に良質な療養環境の提供が図られるよう適切に対応してまいります。

(5) 現在、介護三交替制が6つの療養所で実施されているところ、平成31（令和元）年に介護員の夜間業務手当が日額730円から1060円に改善されたことは一定の評価ができるが、看護師や他の施設の介護職に比して、なお明らかに低廉であると言わざるを得ない。

介護三交替の導入にあたっては、入所者の生活・療養環境の充足に必要な人員の確保（特に、日中の介護力が低下しない体制の確保）が必須の前提であること、この観点から関係者からの丁寧な意見聴取等が重要であること（各療養所の人権擁護委員会において、導入の具体的内容とその影響について事前に検討するとともに、事後の継続的検証を行うことを含む）を確認するとともに、三交替を導入した場合の夜間の介護業務に関しては、ハンセン病介護の特殊性・業務内容を踏まえた抜本的手当増額・ハンセン病療養所のための手当の新設等を求める。

(回答)

介護員の三交替制勤務の導入にあたっては、入所者の療養環境を第一に考え、各療養所において夜間介護の必要性や業務内容、配置人員等の確認・検討を行い、全療協や入所者自治会等の必要な関係者の理解を得た上で実施すべきと考えています。

また、介護員の夜間業務にかかる手当額については、令和元年度より増額が認められたところではありますが、さらに改善が図られるよう必要な要求を行っていきます。

(6) 上記(1)、(2)及び(5)に関連し、入所者に対する看護・介護の現状と今後の取組(定員及び人員確保の方針並びに介護員の三交替制)について統一交渉団と状況を共有するとともに必要な協議を行うため、作業部会を含む意見交換の機会を適時に設けられたい。

(回答)

ご要望の点については、必要に応じて、今後も協議の形態や協議する内容等を相談してまいります。

4 入所者の臨床・生活上の人権問題を扱う委員会組織について

(1) 過去7か年度にわたり、定期協議での合意に基づいて、厚労省本省・施設長・統一交渉団による協議の場をもったところであるが（昨年度は、本年3月10日に実施された）、療養所によって、議題設定の方法や園長が委員長となっている等の課題がある。本年度も、この問題に関する理解と認識を相互に深め、取組みをさらに進めるため、引き続き同様の協議の場を設定されたい。

(2) 上記委員会組織の外部委員においては、ハンセン病療養所の歴史、全療協及び自治会の果たしてきた役割、平成13年7月23日付「基本合意書」及びその後の定期協議による確認事項の内容・経緯等について十分な理解が必要であり、また、過去4回の外部委員研修（5回目については本年5月23日に実施予定）における意見交換の状況に照らし、各園における取組を相互に知ることが極めて有益であるため、引き続き本年度においても、外部委員を対象とした研修又は意見交換会議を実施されたい。

(回答) (1) と (2) まとめて回答

入所者一人ひとりの意向を尊重した生活支援体制の構築は重要な課題と認識しており、統一交渉団、療養所長、厚生労働省による「人権擁護のための委員会組織の協議」をこれまで7回開催したところです。

また、外部委員に対する研修についても、ハンセン病療養所の歴史や経緯、各療養所における取組の状況等を理解していただくことは重要であると認識しており、「人権擁護に関する委員会の外部委員に対する研修」をこれまで5回開催したところです。

今後の開催時期や開催方法について、引き続き、関係者にご相談しながら進めてまいります。

5 地域社会との交流の確保及び大島青松園の船舶等の問題について

(1) 大島青松園に関し、船舶（官用船及び民間委託船）の運航が国の責任により円滑かつ安定的に確保されることは、大島青松園入所者が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むために不可欠であり、またその利便性が向上することは医師や職員の確保にとっても極めて重要であることを、改めて確認するとともに、厚労省としてその維持と改善に引き続き努力することを表明されたい。

(回答)

大島青松園は離島に立地していることから船舶が唯一の移動手段であるため、船舶を安定的に運航することは重要であると認識しています。

引き続き、大島青松園の入所者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう船舶を安全かつ安定的に運航するようしっかり取り組んでまいります。

(2) 大島青松園在園者の念願であった、大島港の棧橋新設改修工事が、関係各者のご尽力により、令和4年10月に着工された。

他方、国内外の政治的・経済的情勢の変動によって建築資材・人件費が高騰しているが、海上輸送が必須である大島青松園においてはその影響が一層顕著である。

このため、本件棧橋新設改修工事のみならず施設整備工事に関する工事調達に応札する業者がなく、工事が遅延することが過去しばしば発生し、今後も同様の事態が懸念されるところである。

本件棧橋新設改修工事及び施設整備工事等を円滑かつ迅速に進めるため、適宜、随意契約による工事調達を図られたい。

(回答)

工事調達に当たっては、建築資材や人件費の高騰に加え、大島青松園においては海上輸送コストなど、療養所において経費を適切に見込んだうえで、必要な予算を確保することが重要であります。営繕業務に精通した職員がいないことなどにより、結果的に予定価格と応札額が折り合わず工事調達に遅れがでるケースも生じています。

こうした状況も踏まえ、各療養所が実施する施設整備に関する支援体制の強化を図るため、本年4月より、医政局医療経営支援課に営繕企画調整官を配置するとともに、多磨全生園には営繕企画調整官と連携しながら全国の療養所の営繕に関する業務を担う施設管理課長を配置したところです。

各療養所の施設整備が円滑かつ迅速に実施できるよう、引き続き、必要な対応を行ってまいります。

(3) 高松市は、平成 26 年 11 月、「交流・定住の促進」及び「歴史の伝承」を 2 本柱とする「大島振興方策」を策定した。同市は策定 10 年を迎えるにあたり、その具体化・実現化にむけ動き出そうとしている。

大島青松園における医療・介護・生活の維持充実及び地域社会との円滑な交流の推進にとって、同園における将来構想の策定及び実現が不可欠であることを改めて確認するとともに、大島青松園が高松市と協働しつつ、在園者の意向に添った将来構想の策定・実現するよう人的・組織的体制をすみやかに整えられたい。

(回答)

将来構想の策定に当たっては、療養所の職員や入所者自治会のほか、地方自治体等の関係者が連携し進めることが重要と考えます。

厚生労働省としては、まずはこうした関係者が連携し、大島青松園の将来構想を検討する場の設置に向け、地方自治体等に対し協力要請を行うなど必要な対応を行ってまいります。

(4) 令和2年2月以降、各療養所においても、新型コロナウイルス感染予防のための措置等が実施され、入所者の生活・心身にも大きな影響を与えてきたが、過去2か年度の本協議会確認に基づき実施された委員会組織協議（上記4（1））及び外部委員研修（上記4（2））においても、特に療養所の外部関係者との交流等の制限が、入所者の生活や委員会開催自体にも大きな影響を及ぼしたことが明らかとなった。

言うまでも無く、高齢化・障害の重篤化等が進む入所者にとって、療養所外の知人・友人・支援者らとの交流等の機会は、心身の安定や機能低下の防止にも資する極めて重要な権利・利益である。その確保・促進は、基本法に基づく療養所の責務の一つである。

そして、基本法がこれらを国の責務とした趣旨は、隔離被害からの回復という点にある（基本法3条1項2項、12条）。他方、交流等の機会確保のための具体的な方策・工夫を検討することは十分に可能であると考えられる。この間の各療養所における交流等制限は、これによる深刻な影響を受けた入所者においては、「第二の隔離」ともいえるべき事態が生じてきたとの危惧を指摘せざるを得ず、法の趣旨にも悖る状況が生じていた。

厚生労働省は、今後とも物的設備の整備、人員配置等に関して予算を含む措置を確保するとともに、各療養所において、人権委員会が定期開催され（オンライン開催を含む）、かつ、交流等確保のための方策が検討され、その実施が具体化されるよう適切な対応をされたい（なお、令和2年2月以来の状況を事後的・継続的に検証することも人権委員会組織の重要な役割と考えるべきであり、また、感染予防対策の必要性自体は今後も否定されない状況を想定しつつ、今後の具体的方策が検討されるべきである）。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、早期のスクリーニングによる感染拡大防止等の観点から、入所者及び職員に対する一斉・定期的な検査を実施するための予算や、地域との交流を図るためオンライン面会等の環境整備に必要な予算を確保したところです。

各療養所においては、こうした予算を活用しながら職員・入所者が一丸となって感染防止対策を徹底しつつ、入所者自治会とも調整の上、感染防止対策と地域との交流が両立できるよう対応を行ってきました。

厚生労働省としては、引き続き、必要な予算を確保するとともに、各療養所における取組事例を共有することなどにより、感染防止対策と地域との交流が両立できるよう努めてまいります。

(5) 各療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、令和4年度確認事項2(6)で確認された協議の機会を本年中に設定されたい。

(回答)

令和4年度の確認事項を踏まえ、各療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題を協議する場を本年中に設定できるよう、関係者にご相談しながら進めてまいります。

6. 関係者との協議その他意見反映のための措置について

厚生労働省及び各園が行う施策の実施には、一度実施するとそれによって生じた不都合や不利益は取り返しがつかない性質を持つものも少なくない。少なくとも、介護三交替の実施や（上記3（5）参照）、病棟・不自由者センターを含む施設の利用方法の大幅な変更・集約など、入所者の療養環境に与える影響が大きいものについては、その当否や内容について、各園の入所者自治会、人権委員会組織（上記4参照）及びその他の関係者との協議の場を必ず設け、その意見を反映させるべきことを確保する旨確認・表明されたい（基本法6条）。

（回答）

療養所の人員配置や組織体制に関するものについては、施設長の責任と権限において実施すべきものです。

しかしながら、入所者の療養環境への影響が大きい事案を進めるに当たっては、全療協や入所者自治会等の必要な関係者に対して丁寧に説明を行うとともに、十分な理解を得た上で実施してまいります。

第4 真相究明

1 歴史的建造物史跡等保存

(1) 各療養所において、歴史的建造物史跡保存のためのワーキンググループ開催に関し、現在どのような取り組み状況にあるか、厚生労働省から各療養所に直接聞き取りの上、報告されたい（一覧表での回答）。

(回答)

各療養所における状況は、以下のとおりです。

各療養所の取組状況

松丘保養園	保存対象案リストについて継続調整中。
東北新生園	保存対象リスト案を作成済み。園及び入所者自治会との調整終了。結論済み。(ワーキンググループの開催予定なし。)
栗生楽泉園	保存対象リスト案作成済み。WGの立ち上げを検討中。
多磨全生園	令和4年4月28日厚生労働省に保存対象リスト提出済み。令和4年12月23日開催の歴史的建造物保存等検討会において一部は保存決定済み。一部は継続審議。
駿河療養所	保存対象リスト案作成済み。当園長より御殿場市に将来構想検討委員会開催について直接依頼したところであり、WG開催に向けて御殿場市と調整中。
長島愛生園	令和4年3月29日厚生労働省に保存対象リスト提出済み。令和4年12月23日開催の歴史的建造物保存等検討会において一部は保存決定済み。一部は継続審議。
邑久光明園	令和5年3月1日厚生労働省に保存対象リスト提出済み。現在、園で検討会説明用資料を作成中。
大島青松園	保存対象リスト案について、園及び自治会で調整中。
菊池恵楓園	保存対象リスト案について、WGで継続審議中。
星塚敬愛園	保存対象リスト案作成済み。WGの立ち上げに向けて、鹿屋市等と調整中。
奄美和光園	保存対象リスト案は作成済みだが、自治会が休会中のため、WGの立ち上げ時期等未定。
沖縄愛楽園	保存対象リスト案作成済み。新型コロナが5類へ移ったことに伴い、WGの立ち上げに向けて自治体等と調整を進める予定
宮古南静園	令和5年5月15日に宮古島市長へ、当園の入所者自治会等から宮古南静園将来構想検討(見直し)に対する協力を

要請。保存対象リスト案について継続調整中。

(2) 各療養所に存在する歴史的文書・資料等の今後の保存のあり方について、厚生労働省としての基本的考えを示されたい。

(回答)

昨年の対策協議会における要請等を踏まえ、歴史的文書・資料等を療養所で保存するため、菊池恵楓園歴史資料館を公文書等の管理に関する法律に基づく歴史資料等保有施設への指定が可能かを内閣府に確認しました。

内閣府からは、本年5月に「歴史資料等保有施設への指定要件は、公文書等の管理に関する法律施行令第4条の定めを満たす必要があり、その上で、現に保有している行政文書の整理をするなどの準備も必要である。詳細については、今後相談していきたい。」と回答があったところです。

厚生労働省としては、今般の回答も踏まえ、療養所に存在する資料調査の実施に向け、7月に開催予定の国立ハンセン病療養所施設長連絡会議の中で、各療養所に対し調査実施に関する指示を行うべく準備を行っているところです。

調査により確認された歴史的文書・資料等を適切に管理・保存できるよう、引き続き入所者自治会等関係者のご意向を伺いながら必要な対応を行ってまいります。

2 社会交流会館

- (1) 社会交流会館が地域交流及び療養所の歴史保存啓発の場として将来に向けて果たす役割について、あらためて確認されたい。
- (2) 令和3年度と同4年度の協議会に際し、統一交渉団は厚生労働省に対し、各療養所における社会交流会館の実情と課題について聞き取り調査を行うよう求め、厚生労働省からは同調査報告書が提出された。そこで、令和5年度協議会においては、同調査報告書に示された各療養所の社会交流会館の課題ないし問題点について、厚生労働省として現在どのような支援を行っているのか、あるいは今後どのように支援していくのか、説明されたい（一覧表での回答）。

(回答)

社会交流会館は、各地域におけるハンセン病問題の歴史を伝え、地域住民の方々がハンセン病問題について学ぶことのできる場であるとともに、入所者の方々と地域住民の方々との交流の場であり、大変重要な施設であると考えています。社会交流会館においては、施設の老朽化やスペース面の問題など様々な課題がある中で、とくに学芸員を配置枠どおりに配置ができていない点是对応を急ぐべき課題であると認識しています。

厚生労働省としましては、まずは、学芸員が不足している社会交流会館への地元での採用・配置を進めることが重要であると考えており、昨年度後半から、採用活動の多岐化を図るよう委託先である笹川保健財団に指示をし、見直しを行っているところであり、今後も、委託先である財団や各療養所とご相談をしながら、各療養所における社会交流会館の活動方針も踏まえ、地元における学芸員の採用、配置を進めてまいりたいと考えています。

[各社会交流会館の主な課題]

	主な課題
松丘保養園	コロナで休館中。再開に向けて検討中。
東北新生園	専従職員不足、展示スペース狭小、施設老朽化等
栗生楽泉園	園内に保存される資料データベースの整理共有化 各所の史跡を説明用の看板設置等
多磨全生園	—
駿河療養所	施設老朽化等
長島愛生園	入所者高齢化による語り部機能の低下と学芸員の作業量増加
邑久光明園	運営費不足
大島青松園	学芸員の補充採用、資料保管スペース不足
菊池恵楓園	保管スペース不足、教育に関して地方自治体との間の関係構築
星塚敬愛園	歴史的文書・資料等の整理等の学芸員不足
奄美和光園	学芸員不足
沖縄愛楽園	学芸員の採用
宮古南静園	学芸員未配置のため、資料の保存、管理、展示等の専門的な知識を持つ者がいない。資料館に適応した展示スペース、設備等が整っていない

3 重監房資料館

長期にわたり運営委員会が開催されていない理由を明らかにするとともに、同運営委員会を令和5年夏までに開催するよう求める。

また、重監房資料館の運営に関する人的（学芸員等）および物的（光熱費、資料収蔵能力等）条件の現状について報告し、同資料館が万全な運営ができるよう、予算等についても配慮されたい。

（回答）

重監房資料館運営委員会につきましては、コロナウイルス感染症の感染拡大により、委員の追加について、栗生楽泉園入所者自治会へご説明に伺うことができず、長らく開催することができない状態でしたが、昨年12月末に、難病対策課長が栗生楽泉園に伺うことができ、入所者自治会の皆様からご了解をいただくことができました。

現在、資料館において委員の任命手続き等を行っているところであり、手続きが終了次第、開催する予定でいます。

重監房資料館の運営につきましては、万全な運営ができるよう学芸員の配置及び適切な予算措置を図ってまいります。

4 医療基本法

厚生労働省は、「医療基本法 共同骨子」については、同省の進める施策と方向性を共有しているものと理解し、必要な協力と調整を行っていくことを確認されたい。

(回答)

「医療基本法」については、制定に向けた議員連盟が、平成 31 年 2 月 6 日に設立され、ご議論が進められていると承知しています。

過去の協議会でもお答えしてきたとおり、「医療基本法 共同骨子」に挙げられている項目は、いずれも重要な視点であり、我々の進める施策とも方向性を共有しているものと理解しています。

引き続き、国民合意のもとで総合的な基本法を策定することは望ましいという考え方の下、議員連盟でのご議論や、関係団体の動向を注視しつつ、必要な協力や調整など適切な役割を果たしてまいります。

第5 将来構想

1 昨年度の確認事項

引き続き、療養所の医療、介護体制の整備及び充実を図るとともに、療養所の将来構想、医療、介護の在り方及び療養所の永続化問題については、国が責任を持って対応すべき喫緊の課題であることを確認し、統一交渉団との意見交換会を継続的に開催して、その具体的内容について協議、検討する。

2 その後の経過とその問題点

- (1) 定期協議後には、統一交渉団との間で、意見交換会が一度実施されたのみであり、具体的な進展はない。意見交換会では、全療協有識者会議の意見書における提言内容の実現に向けての課題等について、継続的な協議の必要性や療養所所在市町協議会との連携の必要性について、一定の共通理解が得られたものの、具体化に向けての取組みは、停止したままである。
- (2) 意見交換会の定期的な開催と参加メンバーの拡大についての検討は、全く進んでいない。

3 本年度の要求事項について

- (1) 入所者が高齢化し、減少が加速している現状に鑑み、将来構想、永続化問題が喫緊の重要な課題であることを、改めて確認すること。
 - (2) 統一交渉団との意見交換会の定期的な開催を行うこと。
 - (3) 意見交換会に、施設長協議会、療養所所在市町の代表者更には国立病院機構の参加を検討すること。
- の説明、協力要請が必要となる。

(回答)

療養所の将来構想及び永続化については、重要な課題であると認識しており、開催の頻度等は、各療養所の自治会における検討状況もお伺いしながら、その都度、統一交渉団とご相談させていただき、今後

とも、意見交換会を継続的に開催してまいります。

意見交換会における参加メンバーの拡大につきましては、今後の意見交換会での御議論の進捗状況を踏まえつつ、また、各代表者等のご意向も踏まえ、統一交渉団の皆様と相談させていただきながら検討してまいります。

第6 元患者家族に対する施策について

1 基本方針の確認（前段）

令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号、以下「家族補償法」という）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力することを確認されたい。

とりわけ、上記熊本地裁判決後に取り組みが始まった家族交流会事業、講師等派遣事業及び相談事業は、いずれも、国のハンセン病隔離政策によってハンセン病元患者家族が被った偏見差別による被害、家族関係の形成を阻害された被害を回復するために国が行うべき重大な責務の一環をなすものであり、これを実施することは、決して恩恵的な「支援」ではない。その位置づけをしっかりと銘記した上で、これらの施策を実施することを求める。

（回答）

厚生労働省としても、総理談話や家族補償法、改正促進法の趣旨を十分に踏まえつつ、元患者の方々やそのご家族の皆様のご意見を伺いながら、偏見や差別のない社会の実現に全力で取り組んでいく所存です。

また、家族交流会事業等の家族関係回復等支援事業は偏見差別の中で家族関係を形成することが困難であった事情を踏まえ、家族関係の回復を図ること、また、家族がこれまで受けてきた偏見差別の解消を図ることを目的としていることをしっかりと位置づけ、事業実施に努めてまいります。

2 家族交流会・講師等派遣事業の実施

- (1) 同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより、自身の被害回復及び家族関係の回復の一助となるよう、家族交流会事業を積極的に実施することを確認されたい。
- (2) 偏見差別の解消に向けて、被害当事者の「語り」の果たす役割が極めて重要であることは、ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会の最終報告書においても指摘されているところである。これを受け、厚生労働省としても、啓発活動の転換・充実を図り、講師等派遣事業についてもより積極的に実施することを確認されたい。
- (3) 上記両事業の実施に当たっては、家族の実情および要望に十分こたえる事業とすべく、作業部会等において、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行うことを約束されたい。

(回答)

元患者のご家族の皆様が、同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより家族関係回復の一助になるように、また、ご家族の皆様自身が企業や学校等に赴き講演を行うことにより、偏見・差別の解消や社会参加が図られるよう、両事業の積極的な実施に努めてまいります。

当事者による「語り」が重要であることは、厚生労働省としても認識しており、ご家族だけではなく、元患者ご本人の証言の収集強化を国立ハンセン病資料館の取組方針として指示をしているところです。

両事業の実施に当たっては、今後もこれまで同様、統一交渉団と意見交換を行ってまいります。

3 相談体制の整備

家族が、社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るため、下記事項に十分配慮しつつ、相談体制の整備及び充実を図られたい。

- (1) 家族の実情をふまえた実効性ある相談体制を整備すべく、作業部会等において、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな意見交換を行うこと
- (2) ピア相談員（家族ピアサポーター）が、家族のおかれた現状ならびにその被害を十分に認識した上で、適切な相談・支援を行えるよう、必要かつ十分な研修を実施すること
- (3) 全国各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置し、ピア相談員との連携を図り、各地における相談・個別支援が可能な体制を整備・充実させること

（回答）

元患者のご家族の皆様が、地域で安心して暮らすため、また、元患者との家族関係を回復するためには、ご家族に対する相談体制を整備することが大変重要であると考えています。

全国的な相談体制の整備、充実のため、今般、厚生労働省が相談事業を委託しているふれあい福祉協会内部に新たな選定・評価委員会の設置をしたところです。

今後とも、統一交渉団の皆様からご意見を伺いながら整備・充実を図ってまいります。

4 国立ハンセン病資料館等における展示等の整備

国立ハンセン病資料館及び全国各地の国立ハンセン病療養所に設置された資料館等の多くにおいて、ハンセン病元患者家族に関する展示がない、もしくは甚だ不十分というのが現状である。

(1) 国立ハンセン病資料館及び全国各地の国立ハンセン病療養所に設置された資料館等におけるハンセン病元患者家族に関する展示の状況を明らかにされたい。

(2) ハンセン病元患者家族に関する展示が不十分であるという状況を速やかに改善し、家族訴訟の闘いと判決の内容、家族の被ってきた被害等に関する展示、語り部による語りや映像等を整備されたい。

また、その整備にあたっては、家族および弁護団との継続的かつきめ細やかな意見交換を行われたい。

(回答)

国立ハンセン病資料館及び各地の療養所の資料館（社会交流会館）における元患者家族に関する展示の状況は別添のとおりです。

国立ハンセン病資料館の展示につきましては、常設展示見直しの検討会でご議論を踏まえて展示の見直しを行うとともに、元患者の方々に関する展示に加えて、ご家族に関する展示につきましても統一交渉団からご意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

① 国立ハンセン病資料館における
ハンセン病元患者家族に関する展示の状況について

(別添)

令和5年5月現在

	①: 家族訴訟の闘いと判決の内容に関する展示	②: 家族の被ってきた被害に関する展示	③: 語り部による語りや映像	④: ①～③以外のハンセン病元患者家族に関する展示
国立ハンセン病資料館	<p>① 展示室1の最後の部分に「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」の展示(解説、写真)を追加。</p> <p>② ロビーに設置したハンセン病家族訴訟コーナーに以下の資料を展示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文」 ・「ハンセン病問題の解説の促進に関する法律の一部を改正する法律新旧対照条文」 ・「原告勝訴の判決に喜ぶ人びと」(判決直後の裁判所前の写真) ・「内閣総理大臣との面談後の記者会見」(原告団記者会見の写真) ・「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」 ・「政府声明」 ・「ハンセン病家族訴訟について」(解説パネル) ・「ハンセン病家族訴訟判決骨子」 ・「声明」(ハンセン病家族訴訟弁護団) <p>③ ロビーの新聞記事掲示コーナーに関連する新聞記事の切り抜きを掲示。</p>	<p>① ロビーに設置したハンセン病家族訴訟コーナーに以下の資料を展示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『思いよ届け! ハンセン病家族訴訟原告からのメッセージ』(ハンセン病家族訴訟弁護団、2019年)の内容の一部抜粋。 ・『癲予防法による被害実例 強制収容・懲戒検束等の実態』(癲予防法改正促進委員会、1947年)の内容の一部抜粋。 <p>② ロビーの新聞記事掲示コーナーに関連する新聞記事の切り抜きを掲示。</p> <p>③ 展示室2の「社会の偏見」のコーナーで黒髪小學校事件について展示。</p>	<p>① 2021年12月11日(土)に実施した「ハンセン病と人権」セミナーにおける黄光男氏(ハンセン病家族訴訟原告団副団長)の講演の動画をYouTubeで公開 (https://www.youtube.com/watch?v=-d-SeLzk89M&list=PLAIHn9UaerNunHj-3vdfF9feZG0FqwdYy&index=6&t=3781s)</p> <p>② 啓発用ビデオ「知っていますか? ハンセン病問題」(国立ハンセン病資料館、2021年)のなかにハンセン病家族訴訟について解説するシーンを盛り込んだ</p>	

② 国立ハンセン病療養所の社会交流会館等における
ハンセン病元患者家族に関する展示の状況について

令和5年5月現在

	①:家族訴訟の闘いと判決の内容に関する展示	②:家族の被ってきた被害に関する展示	③:語り部による語りや映像	④:①～③以外のハンセン病元患者家族に関する展示
東北新生園	—	—	・人権教育啓発推進センター作成の映像放映 隔離政策によって偏見や差別に苦しみながら生きてきたハンセン病元患者やその家族のエピソードをアニメーション化して解説している	—
駿河療養所	—	—	—	・入所者家族が大東亜戦争・日中戦争で受領した勲章等
長島愛生園	—	—	・「甦るハンセン病患者～木村仙太郎の生存記録」企画展の開催（入所者と家族に関する映像記録等上映）	—
大島青松園	・「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」の成立に至る経緯等、ハンセン病元患者家族に対する補償に触れたパネル展示	—	—	—
菊池恵楓園	—	・「ハンセン病問題に関する検証会議」で示された家族被害の記述をデッサン人形で再現した絵本掲示	—	・母親から除籍を求める内容の手紙除籍を求める事の辛い気持ちが手紙には綴られている。 ・還暦を目前に入所者の元に届いた亀の置物。上記手紙の送り主である母親が5円玉で手作りしたもの
沖縄愛楽園	・官邸前で首相に面会を求める家族訴訟原告と支援者のパネル展示	・「ばい菌と呼ばれ元ハンセン病家族国に伝えたい思い」記事掲示 ・「自己流の手当てに警鐘」記事掲示 ハンセン病回復者や家族がこれまで受けてきた偏見と差別の経験から、病気について隠して暮らしていく中で、十分な治療や介護が受けられていない現状を報じている	—	—
宮古南静園	・ハンセン病家族訴訟の経過をパネル掲示 ・ハンセン病家族訴訟に関連する記事掲示	・親がハンセン病患者であるという事を理由に子供が小学校入学拒否等差別的な扱いを受けた「龍田寮児童入学拒否事件」の説明や、元患者家族というだけで差別的な扱いを受けてきたとする証言などパネル掲示	—	—
松丘、栗生、邑久、星塚、奄美は家族に関する展示物なし				

5 家族補償法に基づく補償制度についての周知の徹底

家族補償法の成立から約3年半が経過するも、いまだ、同法に基づく補償金の支給決定が、当初予定されていた人数（約24,000人）の3割強（令和5年4月14日現在：7,958人）にとどまっている現実をふまえ、原因の分析とともに、制度のさらなる周知を行われたい。

また、家族補償法第9条第2項に規定された請求期限（施行日から5年）については、かかる請求の状況にも鑑み、同法附則第2条にしたがい、延長を検討されたい。

（回答）

補償金の対象者でありながら、請求されていない方としては、家族補償金の制度を知らない方、ご家族であることを身近で知られることを望まない方、元患者のご家族であることを知らない方などが考えられます。

行政広報誌やホームページ等を通じた周知や、入所者等の元患者の方々に対する周知、情報が漏れることなく送付等の手続きが可能な点などの周知に取り組んできたところであり、引き続き、関係者の皆さまのお話を伺いながら、必要な周知広報を行ってまいります。

また、家族補償法については、超党派の議員懇談会における補償措置の内容の検討を経て、議員立法により成立したものと承知しています。議員懇談会の先生方にもお伝えさせていただくなど、必要な対応をしてまいります。

令和4年度ハンセン病問題対策協議会における確認事項

厚生労働省とハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会、同全国弁護士団連絡会、全国ハンセン病患者入所者協議会及びハンセン病患者家族訴訟原告団（以下これらを総称して「統一交渉団」という。）とは、平成13年7月23日付「基本合意書」、平成13年12月25日付「ハンセン病問題対策協議会における確認事項」及び平成14年1月28日付「基本合意書」に基づき、令和4年9月27日、ハンセン病問題対策協議会を開催し、以下のとおり合意したことを確認した。なお、この確認事項に記載のない事項については、この協議会の議事録による。

- 1 本年年度の追悼式において、政府関係者等の来賓の中途離席者が多数生じたことにつき、厚生労働省はこれを遺憾とし、次年度以降同様の事態が生じないよう、出席者への要請を行うとともに、式次第を事前に統一交渉団に提示し、協議を行う。
- 2 (1) 国立ハンセン病療養所における医師の確保については、へき地・離島に所在する等の地理的状况及び民間医療機関等に比較して給与等の経済的処遇の格差が大きいために欠員を生じる要因となっていると考えられるところ、この間の取組により、松丘保養園、長島愛生園及び大島青松園における副園長の配置並びに奄美和光園における特命副園長制度の活用がなされたところである。しかしながら、上記欠員の解消に至らない状況（副園長の確保に至らない療養所があることを含む。）を踏まえ、厚生労働省は、引き続き医師の初任給調整手当及び宿日直手当の改善、電子カルテ導入、医師派遣元大学等への協力金支給等の施策実施のために必要な要求を最大限行うとともに、上記要因による問題の解消が容易ではない状況を重く受け止め、統一交渉団とも協議しつつ、今後の施策検討に当たっては必要な関係者及び関係機関と連携しながら課題解決に向けた取組を強化し、医師の確保に最大限努める。
- (2) 国立ハンセン病療養所の定員に関する平成26年8月15日付「合意書」を踏まえつつ、高齢化の進展等により、職員の看護・介護によらなければ日々の生活維持が困難な入所者が増えていること等を踏まえ、定員に関する要求及び雇用継続職員の増員の実現など、引き続き良好で平穏な療養体制の充実に必要となる人員を確保する。三交替制での介護を実施する国立ハンセン病療養所における介護職員の夜間の処遇を改善するため、引き続き人事院に対して介護職員の夜間業務に係る手当の増額を求める。定員及び看護・介護等に関する人員確保について協議するための機会を設ける。
- (3) 国立ハンセン病療養所における期間業務職員の雇用継続及び必要な人員の採用並びに定員内の職員の退職後及び賃金職員等の定員化後の期間業務職員の補充については、効果的な募集方法等に関する療養所間での情報共有を図りつつ、各施設が必要とする職種及び人数を柔軟に採用できる運用を引き続き実施し、入所者への良質な療養環境の提供のために必要な人員を確保する。
- (4) 国立ハンセン病療養所における定員内の技能・労務職員の退職後の補充について、介護・調理・ライフライン関連職種（電気、水道、ボイラー等）の期間業務職員の新規採用等により必要な人員を確保する。
- (5) 大島青松園における船舶（官用船及び民間委託船）の運航について、その重要性を踏まえ、入所者が地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、引き続き安全かつ安定的な運航体制の確保に取り組みとともに、運航関連施設の早期整備に向けて関連自治体

等と連携してこれを進める。入所者の療養環境を確保するため、荒天等による欠航が生じた場合に必要ない人員体制等を検討し、令和4年10月からこれを運用する。

(6) 国立ハンセン病患者療養所への訪問者等が利用するための交通手段の改善に関する課題について、入所者の意向を踏まえつつ、入所者の家族及び地域社会との交流の重要性という観点も踏まえた方策の検討のため、協議の機会を設ける。

(7) 入所者一人ひとりの意向を尊重した療養の実現が重要な課題であることを踏まえ、入所者の臨床・生活上の人権問題等に関する委員会的組織（以下「委員会組織」という。）に関し、この間継続的に実施してきた厚生労働省、国立ハンセン病患者療養所施設長及び統一交渉団による意見交換のための会議、並びに国立ハンセン病患者療養所の委員会組織の外部委員に対する研修について、各々可能な限り早期に実施できるよう必要な事項を協議する。

国立ハンセン病患者療養所の人員配置や組織体制に関しては、国立ハンセン病患者療養所施設長の責任と権限において実施すべきものであることを前提としつつ、入所者の居室移動など入所者の療養環境への影響が大きい事業を進めるに当たっては、全国ハンセン病患者療養所入所者協議会や入所者自治会等の必要な関係者に対して丁寧な説明を行い、十分な理解を得た上で実施する。

(8) 国立ハンセン病患者療養所における新型コロナウイルス対応については、高齢化が進む入所者の感染防止のため万全の対策を講じつつ、入所者にとって地域との交流も極めて重要であるとの認識の下、効果的な方策等に関する療養所間での情報共有を図りつつ、感染防止対策及び感染症に係る医療提供体制の確保、並びに地域との交流の両立に努める。これらの課題に関する意見交換の場を設けることを検討する。

3 (1) 地域において、足底穿(せん)孔症、知覚麻痺(ひ)等のハンセン病特有の後遺症に対して適切な対応が行われ、また、回復者の心情に応じた適切な医療及び介護が行われるようにするため、より充実した支援体制を早急に実現する。また、回復者の生活実態に即した適切な介護認定や障害認定が行われるようにするため、相談支援事業の分析を踏まえ、必要な情報提供を積極的に行う。

特に、沖縄県において充実した支援体制を構築するため、退所者の会、沖縄県ゆづな協会、自治体等の関係者との意見交換を行っていく。

(2) 適切な社会内生活支援策の実施に向けて、引き続き回復者の生活実態の把握と実態に即した相談支援体制を実現する。

また、全国的に充実した相談支援が受けられるように、各地にソーシャルワーカー等の専門家を配置する。特に、回復者の多い沖縄県においては、十分なソーシャルワーカー等を配置し、沖縄県庁を含む関係者及び関係団体との連携及び協力を図る。さらに、再入所の原因を分析し、相談支援体制の充実を図る。

回復者等が講演する場合に次年度から会場費等の費用についても事業の対象経費として追加すべく、最大限努力する。

(3) 非入所者本人からの聞き取り等の調査を早急に実施し、非入所者によって扶養されていた家族の非入所者の死亡後の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方を検討する。

(4) 退所者・非入所者の実情を把握するため、現況届に同封したアンケート調査について、年度内に結果を報告するとともに、各地での聞き取り調査を検討する。

4 (1) 歴史的建造物等の保存について、ワーキンググループ開催等の取組の進まない療養所に対しては、引き続き状況を聞き取りながら、他の療養所での積極的取組例を紹介するなどして、しっかりと支援をしていく。

(2) 歴史的建造物保存等検討会については、年内を目的に後任座長の選任及び委嘱手続きを行い、検討会の年内開催ができるようできるだけ努力する。

(3) 社会交流会館の学芸員等については、各療養所の実情と希望に応じ、今後も配置を進めていく。配置枠があっても実際の学芸員配置が進んでいない現状については、療養所所在地からの募集を中心に対応しつつ、統一交渉団と厚生労働省との間で社会交流会館に関する協議を行い、学芸員の身分の安定等を含め、配置を進めるための対応策を検討する。

また、社会交流会館に関する協議の方法については、現地に赴く対応も含めて、統一交渉団と相談する。

(4) 厚生労働省は、「医療基本法 共同骨子」については、同省の進める施策と方向性を共有しているものと理解し、必要な協力と調整を行っていくものとする。

5 引き続き、療養所の医療、介護体制の整備及び充実を図るとともに、療養所の将来構想、医療、介護の在り方及び療養所の永続化問題については、国が責任を持って対応すべき喫緊の課題であることとを確認し、統一交渉団との意見交換会を継続的に開催して、その具体的内容について協議、検討する。

6 (1) 「癩病患者並血統家系調」の流出問題については、長野県が行った調査の結果を踏まえて、都道府県に対し、ハンセン病に関する公文書の管理・保管状況についての調査を行うよう要請するとともに、その結果に基づいて、今後の在り方について、統一交渉団との間で協議する。

(2) 療養所に存在する公文書の保管問題について、厚生労働省としても放置できない問題であると認識し、菊池恵楓園歴史資料館が歴史資料等保有施設の指定要件を満たしているか内閣府に対し確認を進めるとともに、統一交渉団との間で早急に意見交換の場を設置し、今後の在り方についての具体的な方向性を検討する。

7 (1) 令和元年6月28日熊本地裁判決を受け、同年7月12日に閣議決定された内閣総理大臣談話、ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号。以下「家族補償法」という。）及びハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第56号）の趣旨を十分に踏まえ、ハンセン病回復者及びその家族の意見を尊重しつつ、家族が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むための基盤整備等を行い、偏見や差別のない社会の実現に向けて最大限努力する。

(2) 同様の経験を持つ家族相互の交流を深めることにより、自身の被害回復及び家族関係の回復の一助となるよう、また、家族が講演活動を行うことにより偏見差別的解消及び家族の社会参加が図られるよう、家族交流会事業及び講師等派遣事業を積極的に実施する。

講師等派遣事業については、より広く、きめ細やかに実施できるよう、次年度から会場費等の費用についても事業の対象経費として追加すべく、最大限努力する。

なお、両事業の実施に当たっては、家族及び弁護士との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行う。

(3) 家族が社会内で良好かつ平穏な生活を営むため、また家族関係の回復を図るため、家族及び弁護士との継続的かつきめ細やかな協議・意見交換を行うつつ、相談体制の整備及び充実を図る。

(4) 家族補償法に基づく補償金を受領していない対象者がいまだ多数に上る現実を踏まえ、その原因を分析するとともに、家族及び弁護士等の関係者と協議・意見交換を行い、制度の更なる周知広報等を行うよう最大限努力する。

令和5年4月10日

統一交渉団

代表

志村 康

ハンセン病問題対策協議会座長

厚生労働副大臣

伊佐 道一



○ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成十三年六月二十二日法律第六十三号)

ハンセン病の患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。我が国においては、昭和二十八年制定の「らい予防法」においても引き続きハンセン病の患者に対する隔離政策がとられ、加えて、昭和三十年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となったにもかかわらず、なお、依然としてハンセン病に対する誤った認識が改められることなく、隔離政策の変更も行われることなく、ハンセン病の患者であった者等にいたずらに耐え難い苦痛と苦難を継続せしめるままに経過し、ようやく「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されたのは平成八年であった。

我らは、これらの悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病の患者であった者等に対するいわれのない偏見を根絶する決意を新たにするものである。

ここに、ハンセン病の患者であった者等のいやし難い心身の傷跡の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病療養所入所者等がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表するため、この法律を制定する。

(趣旨)

第一条 この法律は、ハンセン病療養所入所者等の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金（以下「補償金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復等について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「ハンセン病療養所入所者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号。以下「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和二十八年法律第二百四十四号）が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所（廃止法第一条の規定による廃止前のらい予防法（以下「旧らい予防法」という。）第十一条の規定により国が設置したらい療養所をいう。）その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（以下「国内ハンセン病療養所」という。）に入所していた者であつて、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において生存しているもの
- 二 昭和二十年八月十五日までの間に、行政諸法台湾施行令（大正十一年勅令第五百二十一号）第一条の規定により台湾に施行された旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法（明治四十年法律第十一号）第三条第一項の国立癩療養所、朝鮮癩予防令（昭和十年制令第四号）第五条の朝鮮総督府癩療養所その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（以下「国外ハンセン病療養所」という。）に入所していた者であつて、施行日において生存しているもの（前号に掲げる者を除く。）

(補償金の支給)

第三条 国は、ハンセン病療養所入所者等に対し、その者の請求により、補償金を支給する。

(請求の期限)

第四条 補償金の支給の請求は、次の各号に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分に従い、当該各号に掲げる日から起算して五年以内に行わなければならない。

- 一 第二条第一号に掲げる者 施行日。ただし、昭和二十年八月十五日までの間に国外ハンセン病療養所に入所していた者については、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第二号。以下「改正法」という。）の施行の日とする。
- 二 第二条第二号に掲げる者 改正法の施行の日
- 2 前項の期間内に補償金の支給の請求をしなかった者には、補償金を支給しない。

(補償金の額)

第五条 補償金の額は、次の各号に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。

- 一 昭和三十五年十二月三十一日までに、初めて国内ハンセン病療養所に入所した者 千四百万円
 - 二 昭和三十六年一月一日から昭和三十九年十二月三十一日までの間に、初めて国内ハンセン病療養所に入所した者 千二百万円
 - 三 昭和四十年一月一日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に、初めて国内ハンセン病療養所に入所した者 千万円
 - 四 昭和四十八年一月一日から平成八年三月三十一日までの間に、初めて国内ハンセン病療養所に入所した者 八百万円
 - 五 第二条第二号に掲げる者 八百万円
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる者であって、昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に国内ハンセン病療養所から退所していたことがあるものに支給する補償金の額は、次の表の上欄に掲げるハンセン病療養所入所者等の区分及び同表の中欄に掲げる退所期間（昭和三十五年一月一日から昭和四十九年十二月三十一日までの間に国内ハンセン病療養所から退所していた期間を合計した期間をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる額を同項第一号から第三号までに掲げる額から控除した額とする。

ハンセン病療養所入所者等の区分	退所期間	額
前項第一号に掲げる者	二十四月以上百二十月未満	二百万円
	百二十月以上二百六月未満	四百万円
	二百六月以上	六百万円
前項第二号に掲げる者	二十四月以上百二十月未満	二百万円
	百二十月以上	四百万円
前項第三号に掲げる者	二十四月以上	二百万円

- 3 退所期間の計算は、退所した日の属する月の翌月から改めて入所した日の属する月の前月までの月数による。
- 4 昭和三十五年一月一日から昭和三十九年十二月三十一日までの間の退所期間の月数については、前項の規定により計算した退所期間の月数に二を乗じて得た月数とする。
- 5 前条第一項第一号ただし書に規定する者が施行日から起算して五年を経過した後に補償金の支給の請求をした場合における補償金の額は、前各項の規定にかかわらず、八百万円とする。

(支払未済の補償金)

第六条 ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下「遺族」という。）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

- 2 前項の規定による補償金を受けるべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。
- 3 第一項の規定による補償金を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(損害賠償等がされた場合の調整)

第七条 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）による損害賠償その他の損害のてん補を受けたときは、国は、そ

の価額の限度で、補償金を支給する義務を免れる。

- 2 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責めを免れる。

(譲渡等の禁止)

第八条 補償金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第九条 租税その他の公課は、補償金を標準として課することができない。

(不正利得の徴収)

第十条 偽りその他不正の手段により補償金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(名誉の回復等)

第十一条 国は、ハンセン病の患者であった者等（第二条第二号に掲げる者を除く。次項において同じ。）について、名誉の回復及び福祉の増進を図るとともに、死没者に対する追悼の意を表するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病の患者であった者等の意見を尊重するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第十二条 この法律に定めるもののほか、補償金の支給の手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一八年二月一〇日法律第二号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律による改正後のハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二号に掲げる者（この法律の施行前に死亡した者を含む。）であってこの法律の施行前に新法の規定により支給される補償金に相当する補償金の支給を請求する意思を有していることが書面により表示されていたものとして厚生労働省令で定める者については、この法律の施行の日において新法第三条の規定による補償金の支給の請求があったものとみなして、新法の規定を適用する。この場合において、その者がこの法律の施行前に死亡したときにおける新法第六条第一項の規定の適用については、同項中「ハンセン病療養所入所者等が補償金の支給の請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けるべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これ」とあるのは、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成十八年法律第二号）附則第二項に規定する者が同法の施行前に死亡したときは、その者に係る補償金」とする。

○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律 (平成二十年六月十八日法律第八十二号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障（第七条—第十三条）

第三章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助（第十四条—第十七条）

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼（第十八条）

第五章 親族に対する援護（第十九条—第二十四条）

附則

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病の患者であった者等が地域社会において平穏に生活することを妨げられ、身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる人権上の制限、差別等を受けたことについて、平成十三年六月、我々は悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くお詫びするとともに、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を制定し、その精神的苦痛の慰謝並びに名誉の回復及び福祉の増進を図り、あわせて、死没者に対する追悼の意を表することとした。同法に基づき、ハンセン病の患者であった者等の精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題は解決しつつあり、名誉の回復及び福祉の増進等に関しても一定の施策が講ぜられているところである。

しかしながら、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されている。とりわけ、ハンセン病の患者であった者等が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備は喫緊の課題であり、適切な対策を講ずることが急がれており、また、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯(し)に取り組んでいかなければならない。

ハンセン病の患者であった者等の家族についても、同様の未解決の問題が多く残されているため、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」を制定するとともに、これらの者が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない

ここに、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることにより、ハンセン病問題の解決の促進を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因して生じた問題

であって、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの（以下「ハンセン病問題」という。）の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「国立ハンセン病療養所」とは、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第一項に規定する国立ハンセン病療養所をいう。

2 この法律において「国立ハンセン病療養所等」とは、国立ハンセン病療養所及び本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所をいう。

3 この法律において「入所者」とは、らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号。以下本則において「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号。以下「予防法」という。）が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しているものをいう。

（基本理念）

第三条 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策によりハンセン病の患者であった者等及びその家族が受けた身体及び財産に係る被害その他の社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行われなければならない。

2 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。

3 何人も、ハンセン病の患者であった者等に対して、ハンセン病の患者であったこと若しくはハンセン病に罹患していることを理由として、又はハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の意見の反映のための措置)

第六条 国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病患者であった者等、その家族その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第二章 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

(国立ハンセン病療養所における療養)

第七条 国は、国立ハンセン病療養所において、入所者(国立ハンセン病療養所に入所している者に限る。第九条及び第十四条を除き、以下同じ。)に対して、必要な療養を行うものとする。

(国立ハンセン病療養所への再入所及び新規入所)

第八条 国立ハンセン病療養所の長は、廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等を退所しており、かつ、日本国内に住所を有するもの(以下「退所者」という。)又は廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有したことがあり、かつ、国立ハンセン病療養所等に入所したことがない者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しておらず、かつ、日本国内に住所を有するものうち、厚生労働大臣が定める者(以下「非入所者」という。)が、必要な療養を受けるために国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

2 国は、前項の規定により国立ハンセン病療養所に入所した者に対して、必要な療養を行うものとする。

(国立ハンセン病療養所以外のハンセン病療養所における療養に係る措置)

第九条 国は、入所者(第二条第二項の厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所している者に限る。)に対する必要な療養が確保されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(意思に反する退所及び転所の禁止)

第十条 国は、入所者の意思に反して、現に入所している国立ハンセン病療養所から当該入所者を退所させ、又は転所させてはならない。

(国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のための措置)

第十一条 国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備及び充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するよう努めるものとする。

(国家公務員法の特例等)

- 第十一条の二 国立ハンセン病療養所医師等（国立ハンセン病療養所に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。第四項において「給与法」という。）別表第八イ医療職俸給表(-)又は別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員をいう。以下この条において同じ。）は、所外診療（病院又は診療所その他これらに準ずるものとして内閣官房令・厚生労働省令で定める施設（これらの職員が国家公務員の身分を有しないものに限る。）において行う医業又は歯科医業（当該国立ハンセン病療養所医師等が団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねることとなるもの及び自ら営利を目的とする私企業を営むこととなるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする場合において、当該所外診療を行うことが、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣官房令・厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の承認を受けることができる。
- 一 その正規の勤務時間（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。）において、勤務しないこととなる場合
 - 二 報酬を得て、行うこととなる場合
- 2 前項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、その勤務しない時間については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一百一条第一項前段の規定は、適用しない。
- 3 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、報酬を得て、当該承認に係る所外診療を行う場合には、国家公務員法第百四条の許可を要しない。
- 4 第一項の承認を受けた国立ハンセン病療養所医師等が、その正規の勤務時間において、当該承認に係る所外診療を行うため勤務しない場合には、給与法第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、給与法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（良好な生活環境の確保のための措置等）

- 第十二条 国は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる。
- 2 国は、前項の措置を講ずるに当たっては、入所者の意見を尊重しなければならない。

（福利の増進）

- 第十三条 国は、入所者の教養を高め、その福利を増進するよう努めるものとする。

第三章 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助

（社会復帰の支援のための措置）

- 第十四条 国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者（廃止法により予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。）の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金の支給等必要な措置を講ずるものと

する。

(ハンセン病療養所退所者給与金等の支給)

第十五条 国は、退所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所退所者給与金を支給するものとする。

2 国は、特定配偶者等（前項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者の死亡の当時生計を共にしていた配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は一親等の尊属のうち、当該退所者に扶養されていたことのある者として厚生労働省令で定める者であって、現に日本国内に住所を有するもの（当該死亡後に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした者を除く。）をいう。）に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給するものとする。この場合において、特定配偶者等支援金の支給を受けるべき者が配偶者及び一親等の尊属であるときは、配偶者に支給するものとする。

3 国は、非入所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、ハンセン病療養所非入所者給与金を支給するものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第一項のハンセン病療養所退所者給与金及び第二項の特定配偶者等支援金並びに前項のハンセン病療養所非入所者給与金（以下「給与金等」という。）の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5 租税その他の公課は、給与金等を標準として、課することができない。

(ハンセン病等に係る医療体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、国立ハンセン病療養所等及びそれ以外の医療機関において、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第十七条 国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、ハンセン病の患者であった者等とその家族との間の家族関係の回復を促進すること等により、ハンセン病の患者であった者等の家族が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、ハンセン病の患者であった者等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第四章 名誉の回復及び死没者の追悼

第十八条 国は、ハンセン病の患者であった者等及びその家族の名誉の回復を図るため、国

立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、ハンセン病の患者であった死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

第五章 親族に対する援護

(親族に対する援護の実施)

第十九条 都道府県知事は、入所者の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)のうち、当該入所者が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていると認められる者で、当該都道府県の区域内に居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現所在地)を有するものが、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、この法律の定めるところにより、援護を行うことができる。ただし、これらの者が他の法律(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)を除く。)に定める扶助を受けることができる場合においては、その受けすることができる扶助の限度においては、その法律の定めるところによる。

- 2 前項の規定による援護(以下「援護」という。)は、金銭を支給することによって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他援護の目的を達するために必要があるときは、現物を支給することによって行うことができる。
- 3 援護のための金品は、援護を受ける者又はその者が属する世帯の世帯主若しくはこれに準ずる者に交付するものとする。
- 4 援護の種類、範囲、程度その他援護に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県の支弁)

第二十条 都道府県は、援護に要する費用を支弁しなければならない。

(費用の徴収)

第二十一条 都道府県知事は、援護を行った場合において、その援護を受けた者に対して、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定により扶養の義務を履行しなければならない者(入所者を除く。)があるときは、その義務の範囲内において、その者からその援護の実施に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

- 2 生活保護法第七十七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(国庫の負担)

第二十二条 国庫は、政令で定めるところにより、第二十条の規定により都道府県が支弁す

る費用の全部を負担する。

(公課及び差押えの禁止)

第二十三条 租税その他の公課は、援護として支給される金品を標準として、課することができない。

2 援護として支給される金品は、既に支給を受けたものであるとないにかかわらず、差し押さえることができない。

(事務の区分)

第二十四条 第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(らい予防法の廃止に関する法律の廃止)

第二条 らい予防法の廃止に関する法律は、廃止する。

(らい予防法の廃止に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の前に行われ、又は行われるべきであった前条の規定による廃止前のらい予防法の廃止に関する法律（以下「旧廃止法」という。）第六条の規定による援護については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の前に行われ、又は行われるべきであった旧廃止法第七条に規定する費用についての都道府県の支弁及び国庫の負担については、なお従前の例による。

第五条 旧廃止法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧廃止法附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる予防法第二十六条の規定は、なおその効力を有する。

(厚生労働省令への委任)

第十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、厚生労働省令で定める。

○非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成

二三法律五三) 抄

(罰則に関する経過措置)

第百六十八条 第六条又は第七条に規定するもののほか、この法律の施行前にした行為及びこの法律の他の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百六十九条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年五月二五日法律第五三号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

(施行の日=平成二五年一月一日)

附 則 (平成二六年十一月二七日法律第一二一号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後のハンセン病問題の解決の促進に関する法律(以下「新法」という。)第十五条第二項の規定については、同条第一項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者(新法第八条第一項に規定する退所者をいう。)でこの法律の施行前に死亡したものの死亡の当時生計を共にしていた配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び一親等の尊属についても、適用する。

(検討)

第三条 国は、非入所者(新法第八条第一項に規定する非入所者をいう。以下同じ。)の生活等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、非入所者の死亡後の配偶者等の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和元年十一月二十二日法律第五十六号)

この法律は、公布の日から施行する。

○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律 (令和元年法律第五十五号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 補償金の支給（第三条—第十八条）

第三章 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会（第十九条—第二十三条）

第四章 名誉の回復等（第二十四条）

第五章 雑則（第二十五条—第二十九条）

附則

「らい予防法」を中心とする国の隔離政策により、ハンセン病元患者は、これまで、偏見と差別の中で多大の苦痛と苦難を強いられてきた。その精神的苦痛に対する慰謝と補償の問題の解決等を図るため、平成十三年に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、さらに、残された問題に対応し、その療養等の保障、福祉の増進及び名誉の回復等を図るため、平成二十年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が制定された。

しかるに、ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。

国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである。

ここに、国会及び政府が責任を持ってこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、ハンセン病元患者家族等の癒し難い心の傷痕の回復と今後の生活の平穩に資することを希求して、ハンセン病元患者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝するとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復及び福祉の増進を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、ハンセン病元患者家族の被った精神的苦痛を慰謝するための補償金（以下単に「補償金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるとともに、ハンセン病元患者家族等の名誉の回復等について定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「ハンセン病元患者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号。以下この条において「廃止法」という。）によりらい予防法（昭和二十八年法律第二百十四号）が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所（廃止法第一条の規定による廃止前のらい予防法（以下この項において「旧らい予防法」という。）第十一条の規定により国が設置したらい療養所をいう。）その他の本邦に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（第十一条第四号において「国内ハンセン病療養所」という。）に入所していた者
 - 二 廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間にハンセン病を発病し、その発病の時から当該廃止されるまでの間に本邦に住所を有したことがある者（前号に掲げる者を除く。）
 - 三 昭和二十年八月十五日までの間に、行政諸法台湾施行令（大正十一年勅令第五百二十一号）第一条の規定により台湾に施行された旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法（明治四十年法律第十一号）第三条第一項の国立癩療養所、朝鮮癩予防令（昭和十年制令第四号）第五条の朝鮮総督府癩療養所その他の本邦以外の地域に設置された厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所（第十一条第四号において「国外ハンセン病療養所」という。）に入所していた者（前二号に掲げる者を除く。）
 - 四 昭和二十年八月十五日までの間にハンセン病を発病し、その発病の時から同日までの間に行政諸法台湾施行令第一条の規定により旧らい予防法附則第二項の規定による廃止前の癩予防法が施行されていた地域、朝鮮癩予防令が施行されていた地域その他の厚生労働大臣が定める本邦以外の地域に住所を有したことがある者（前三号に掲げる者を除く。）
- 2 この法律において、「ハンセン病元患者家族」とは、ハンセン病元患者がハンセン病を発病した時（その発病の時に当該ハンセン病元患者が本邦（昭和二十年八月十五日までの間にあっては、前項第四号に規定する厚生労働大臣が定める本邦以外の地域を含む。以下この項において同じ。）に住所を有しなかった場合にあっては、当該ハンセン病元患者が本邦に住所を有するに至った時）から廃止法によりらい予防法が廃止されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当したことがある者（当該各号に該当する者であった期間に本邦に住所を有したことがある者に限る。）であって、この法律の施行の日（第九条第二項において「施行日」という。）において生存しているものをいう。
- 一 ハンセン病元患者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第十条第一項において同じ。）
 - 二 ハンセン病元患者の一親等の血族
 - 三 ハンセン病元患者の一親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
 - 四 ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹に限る。）
 - 五 ハンセン病元患者の二親等の血族（兄弟姉妹を除く。）であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの
 - 六 ハンセン病元患者の二親等の姻族その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

七 ハンセン病元患者の三親等の血族であって、当該ハンセン病元患者と同居しているもの

第二章 補償金の支給

(補償金の支給)

第三条 国は、この法律の定めるところにより、ハンセン病元患者家族に対し、補償金を支給する。

(補償金の額)

第四条 補償金の額は、次の各号に掲げるハンセン病元患者家族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第二条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当する者 百八十万円
- 二 第二条第二項第四号から第七号までのいずれかに該当する者 百三十万円

(既に支給を受けた補償金との調整)

第五条 補償金は、ハンセン病元患者家族が既に補償金の支給（第十条第一項の規定による補償金の支給を除く。）を受けた場合には、支給しない。ただし、前条第二号に掲げる者として既に補償金の支給を受けた者が同条第一号に掲げる者として補償金の支給を受けようとするときは、同号に定める額から同条第二号に定める額を控除した額の補償金を支給する。

(ハンセン病療養所入所者等に対する補償金等との調整)

第六条 補償金は、ハンセン病元患者家族が既にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第三条の規定による補償金の支給（同法第六条第一項の規定による補償金の支給を除く。）その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める金銭の支払を受けた場合には、支給しない。

(異なるハンセン病元患者の家族として受けた損害賠償等との調整)

第七条 補償金の支給を受けようとするハンセン病元患者家族が既に当該補償金に係るハンセン病元患者とは異なるハンセン病元患者の家族（ハンセン病元患者家族に限る。）として国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、当該補償金の額から当該損害賠償その他の損害の填補の額を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）の補償金を支給する。

(損害賠償等がされた場合の調整)

第八条 補償金の支給を受けるべき者が同一の事由について国から国家賠償法による損害賠償その他の損害の填補を受けたときは、国は、その価額の限度で、補償金を支給する義務を免れる。

2 国は、補償金を支給したときは、同一の事由については、その価額の限度で、国家賠償法による損害賠償の責任を免れる。

(補償金に係る認定等)

第九条 厚生労働大臣は、補償金の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、補償金を支給する。

2 前項の補償金の支給の請求（以下この章において単に「請求」という。）は、施行日から起算して五年を経過したときは、することができない。

(支払未済の補償金)

第十条 ハンセン病元患者家族が請求をした後に死亡した場合において、その者が支給を受けべき補償金でその支払を受けなかったものがあるときは、これをその者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（以下この条及び第二十五条において「遺族」という。）に支給し、支給すべき遺族がないときは、当該死亡した者の相続人に支給する。

2 前項の規定による補償金を受けべき遺族の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定による補償金を受けべき同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(請求書の提出)

第十一条 請求をしようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

一 請求をする者の氏名及び住所又は居所

二 請求に係るハンセン病元患者の氏名

三 請求に係るハンセン病元患者がハンセン病を発病したことについて診断を受けた年月日（これが明らかでないときはその時期とし、いずれも明らかでないときはその旨とする。）

四 請求に係るハンセン病元患者が国内ハンセン病療養所又は国外ハンセン病療養所に入所していた場合にあつては、当該入所していた国内ハンセン病療養所又は国外ハンセン病療養所の名称及びその期間

五 請求に係るハンセン病元患者との関係及び当該関係にあつた期間

六 その他厚生労働省令で定める事項

(厚生労働大臣による調査)

第十二条 厚生労働大臣は、第九条第一項の認定（次項及び次条第六項において単に「認定」という。）を行うため必要があると認めるときは、請求をした者（次条において「請求者」という。）その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出

頭を命じることができる。

2 厚生労働大臣は、認定を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(請求に係る審査)

第十三条 厚生労働大臣は、請求を受けたときは、当該請求に係る請求者が第二条第二項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面その他当該請求に係る情報が記録されている文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。)により当該請求者がハンセン病元患者家族であること(同項各号のいずれに該当するかの別を含む。)を確認することができる場合を除き、当該請求の内容をハンセン病元患者家族補償金認定審査会に通知し、当該請求者がハンセン病元患者家族であるかどうかについて審査を求めなければならない。

2 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、前項の規定による審査を求められたときは、当該審査に係る請求者がハンセン病元患者家族であるかどうかについて審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、請求者その他の関係人に対して、報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、又は出頭を命じることができる。

4 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、第二項の審査を行うため必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

5 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会は、第二項の審査において、請求者及び関係人の陳述、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。

6 厚生労働大臣は、第二項の規定による通知があったハンセン病元患者家族補償金認定審査会の審査の結果に基づき認定を行うものとする。

(公務所等の協力)

第十四条 公務所又は公私の団体は、第十二条第二項又は前条第四項の規定による必要な事項の報告を求められたときは、これに協力するよう努めなければならない。

(補償金の支給手続等についての周知、相談支援等)

第十五条 国は、ハンセン病元患者家族に対し補償金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。

2 国は、補償金の支給を受けようとする者に対する相談支援その他請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。

(不正利得の徴収)

第十六条 偽りその他不正の手段により補償金の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該補償金の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(譲渡等の禁止)

第十七条 補償金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(非課税)

第十八条 租税その他の公課は、補償金を標準として課することができない。

第三章 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会

(審査会の設置)

第十九条 厚生労働省に、ハンセン病元患者家族補償金認定審査会（以下この章において「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(審査会の組織)

第二十条 審査会は、五人以上政令で定める人数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、医療、法律等に関して優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第二十一条 審査会に、会長一人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、委員のうちから、会長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(委員の任期)

第二十二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(政令への委任)

第二十三条 この章に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 名誉の回復等

第二十四条 国は、ハンセン病元患者家族等について、名誉の回復及び福祉の増進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たっては、ハンセン病元患者及びハンセン病元患者家族等の意見を尊重するものとする。

第五章 雑則

(戸籍事項の無料証明)

第二十五条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長）は、厚生労働大臣又は補償金の支給を受けようとする者若しくはその遺族若しくは相続人に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、ハンセン病元患者家族又はその遺族若しくは相続人の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(独立行政法人福祉医療機構への事務の委託)

第二十六条 厚生労働大臣は、補償金の支払に関する事務を独立行政法人福祉医療機構（次条第一項及び第二十八条において「機構」という。）に委託することができる。

(ハンセン病元患者家族補償金支払基金)

第二十七条 前条の規定により業務の委託を受けた機構は、補償金の支払及びこれに附帯する業務（以下この項及び次条において「補償金支払等業務」という。）に要する費用（補償金支払等業務の執行に要する費用を含む。次条において同じ。）に充てるため、ハンセン病元患者家族補償金支払基金（次項において「基金」という。）を設ける。

2 基金は、次条の規定により交付された資金をもって充てるものとする。

(交付金)

第二十八条 政府は、予算の範囲内において、第二十六条の規定により業務の委託を受けた機構に対し、補償金支払等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

(厚生労働省令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、補償金の支給手続その他の必要な事項は、厚生労働省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章及び附則第四条の規定は、公

布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

(請求の期限の検討)

第二条 第九条第二項に規定する請求の期限については、この法律の施行後における請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

(譲渡等の禁止等)

第三条 この法律の円滑な施行を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、ハンセン病元患者家族等に対して国から金銭が支給される場合には、当該金銭の支給を受ける権利については第十七条の規定を、当該金銭については第十八条の規定を、それぞれ準用する。